ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022 8 AUGUST

経済発展の課題と新しい枠組み

●格差問題とマクロ経済について

●経済発展と協同組合

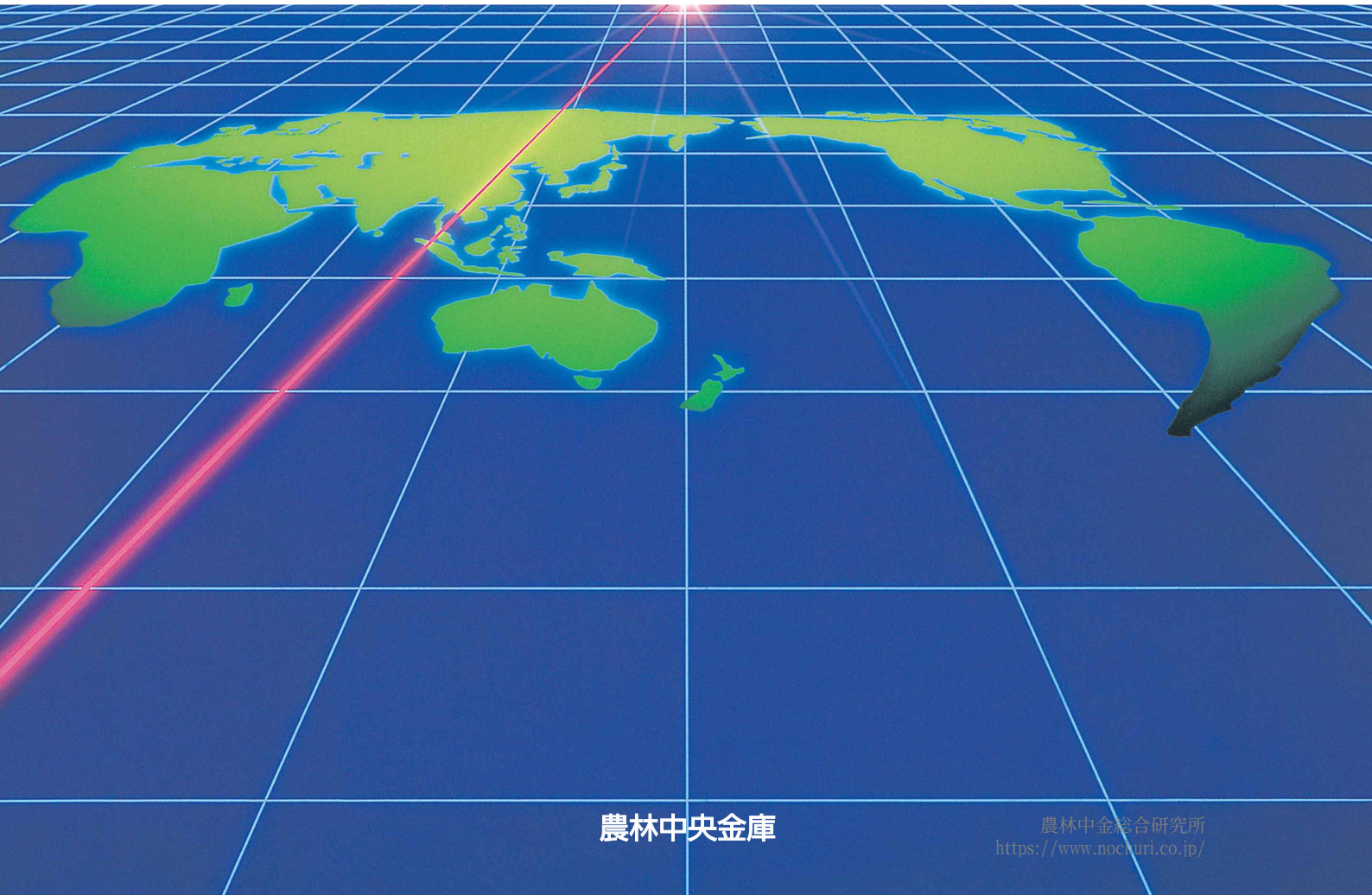

農林中央金庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

米国株価の大幅下落が意味するもの

米国の代表的な株価指数S&P500の2022年上半期の下落率は△21.4％と年前半としては52年ぶりの大きさとなった。資産運用をする立場であれば、その年の下半期は上がったのか、というのが短期的な関心であろうが、ここではその背景と影響について中長期的な視点で考えてみたい。

現在世界中で高水準のインフレが当初想定以上に長引いており、米国の６月の消費者物価上昇率は前年比＋9.1％と、40年ぶりの高さだ。インフレは、需要の回復以外にさまざまな供給制約により引き起こされているが、背景に新型コロナとロシアによるウクライナ侵攻があるのは明らかだろう。たとえばエネルギー価格の上昇は、原油など資源価格の上昇が波及したことによるものだが、パンデミックによる従事者不足に起因する生産減、脱炭素化の流れからの新規投資減少、天候要因による再エネ発電量の低下などの要因が絡まっていた。そこにウクライナ侵攻が起こり、資源価格はさらに高騰、特にロシア産資源への依存度が高い欧州に大きな影響が及んだ。食料や肥料・飼料価格の上昇もウクライナ侵攻が拍車をかけている。サプライチェーンや物流の寸断も大きな要因だ。部品をはじめ生産基地となっている中国でのゼロコロナ政策による工場の操業停止は、先進国の製造業の生産活動に大きな影響を与え、サプライチェーンの再構築や国内回帰はコスト増を招いている。半導体不足も尾を引いている。

多くの中央銀行はインフレにより金融政策を引き締め方向に転換している。FRB（米国連邦準備制度理事会）の６月の利上げ幅は一挙に0.75％となり、27年ぶりの大きさとなった。近年多くの先進国で「低成長・低インフレ・低金利」が常態化し、中央銀行は量的緩和など非伝統的な金融緩和政策により、経済を下支えすることに注力していた。あらかじめ引き締めに転ずる条件を明示するフォワードガイダンスや、利上げなどの政策正常化を小幅で慎重なペースで行うことを予告することなどにより、金融政策の予見性は高まった。市場との対話である。また、金融緩和をより長期化できる柔軟な平均インフレ目標などの導入により、結果的に株価上昇をサポートした。株価などの資産価格上昇を景気下支えに活用していたともいえる。

これまでの低インフレ環境の背景のひとつに、ベルリンの壁崩壊以降のグローバル化の進展があった。安価な労働力が東側から大量に供給された。投資や技術革新の停滞が潜在成長率を引き下げたことも一因かもしれない。コロナ禍とウクライナ侵攻による経済を取り巻く環境の変化は、一過性ではなく構造変化をもたらす可能性がある。すなわち、これからの中央銀行は、資源価格高止まりやサプライチェーン再構築によるコスト増に、期待インフレ上昇、賃金上昇などの二次的影響の拡大懸念も加わり、対処しにくい供給要因由来のインフレ対応に忙殺され、しかも物価指標動向次第で対応が変わり、市場との対話も困難となろう。

こうなると金融政策のサポートを謳歌（おうか）した株価についても中長期的には不安定な展開が続くのではないだろうか。株価変動の主な変数は業績と金利だが、業績圧迫となるコスト増要因は原材料価格上昇やサプライチェーン問題のみならず脱炭素への取組みなどもある。中央銀行を取り巻く環境の厳しさから金利面の不透明度も増すだろう。

次々に現れるウイルスという目に見えない敵、力による一方的な現状変更を行う国との戦いに、異常気象の頻発から不可避の地球温暖化への対策など新たな要因から見ると、今回の株価下落は時代の転換点にいることを告げているのかもしれない。

（（株）農林中金総合研究所 執行役員調査第二部長　新谷弘人・しんたに ひろひと**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第75巻　第8号〈通巻918号〉

目　次

今月のテーマ

経済発展の課題と新しい枠組み

今月の窓

米国株価の大幅下落が意味するもの

（株）農林中金総合研究所 執行役員調査第二部長　新谷弘人

日本・諸外国のデータを見ながら

格差問題とマクロ経済について

佐古佳史 —— 2

規律とインセンティブの視点から

経済発展と協同組合

小野澤康晴 —— 14

情勢

森林経営管理制度の進捗状況と
ウッドショックの組合事業への影響
——第34回森林組合アンケート調査結果から——

安藤範親 —— 35

談話室

世界経済の転換と日本農業5.0

帝京大学 経済学部地域経済学科 教授　玉　真之介 —— 12

本棚

古江晋也・田口さつき　著
『隣の協同組織金融機関 ——持続可能な地域社会をめざして——』

一般社団法人 日本共済協会 専務理事　横山真弘 —— 43

統計資料 —— 44

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

格差問題とマクロ経済について

――日本・諸外国のデータを見ながら――

研究員　佐古佳史

〔要　　旨〕

2011年の「ウォールストリートを占拠せよ」運動や、13年に発売されたトマ・ピケティの『21世紀の資本』以来、格差や格差是正についての関心が高まっている。最近は、岸田政権や米国のバイデン政権など、格差是正に向けた動きの進展がうかがえる。こうした動きはそれぞれが単発的で独立したものではなく、その背景には先進国において格差が拡大してきたという現実がある。

格差が拡大すると社会的にどのような問題があるのか、格差がマクロ経済にどのような影響を及ぼすのか、経済学は格差をどのように捉えているかなど、格差についての論点は非常に多い。こうしたなか、本稿では最近の研究やデータを見つつ論点を整理し、共有したい。

特に日本についていえば、格差問題は貧困問題としての性格が強い。先進国間で比較すれば日本は格差が大きい国といわざるを得ないが、日本特有の事情によって格差是正も難しいと考えられる。

目　次

はじめに
1　格差が問題となる理由
2　先進国での格差拡大とその理由
3　マクロ経済学のなかでの格差
4　格差がマクロ経済へ及ぼす影響
5　日本における格差
(1)　先進国グループ内では、日本の格差は大きい
(2)　世代内格差
(3)　年金問題
6　日本の格差についての議論とその後
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

2011年の「ウォールストリートを占拠せよ」運動や、13年に発売されたトマ・ピケティの『21世紀の資本』以来、格差や格差是正についての関心が高まっている。最近、日本では岸田首相が推進する「新しい資本主義」の一環として、人への投資の強化や金融所得課税の強化、「出世払い奨学金」の導入の可能性が示され、米国では、バイデン大統領が予算教書に富裕層のキャピタルゲイン増税方針を盛り込むなど、格差是正に向けた政府の動きが強まっている。

格差問題は、貿易や気候変動、人口移動、ジェンダー、人種、教育、労働市場、セーフティネットなど多種多様な切り口から論じられており、特に経済学者の間では格差是正の必要性についての合意が得られつつある印象を受ける。

そこで本稿では、まず格差が問題となる理由を紹介し、先進国で格差が拡大している現状についてデータを見つつ確認する。その後、マクロ経済学における格差研究の進展、格差の拡大がもたらすマクロ経済への影響を解説する。最後に、日本が格差の大きい国であることや、日本特有の事情と年金問題について検討する。

1　格差が問題となる理由

そもそもなぜ格差が問題となるのか、哲学的な視点から紹介したい。19年10月半ばに開かれたカンファレンスにて、経済学者や哲学者が先進国における格差是正について議論した内容を書籍化したブランシャール・ロドリック編（2022）の第３章におけるダニエル・アレンハーバード大学教授の見解を非常に簡潔にまとめると以下のようになる。すなわち、①政治的平等が人類の繁栄に果たす役割が大きく、②政治（民主制）が公正に機能するには、市民間での社会的、経済的な平等が必要不可欠であり、③そうした平等を損なう恐れのある格差拡大は、人類繁栄の土台を脅かす、という意味で問題であるとされている。

例えば、機会の平等を重視する見解としては、経済的な格差が機会の平等を妨害することによって、選挙や大学入試などのプロセスの公平性を損なう可能性があるとして格差は問題視される（ブランシャール・ロドリック編（2022）第５章）。

民主主義との関係からは、資産の集中が批判的に論じられることが多い。16年のトランプ前大統領や、20年の大統領民主党予備選挙のブルームバーグ氏など、裕福な候補者ほど私費を使って選挙結果に影響を及ぼしうることが指摘される。また、テスラ共同創設者のマスク氏による「言論の自由を拡大するため」にツイッター社を買収する計画（後に撤回）や、ウクライナ侵攻で注目を集めたオリガルヒと呼ばれる政治的影響力を持ったロシアの富豪などからも、資産の集中と民主主義の親和性の低さがうかがえる。

上述の「人類の繁栄」にとって果たす役

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

割が大きい技術進歩についても、巨大テクノロジー企業が他企業の技術革新を阻害し、結果的に経済全体としての生産性上昇が鈍化した可能性が指摘される（Aghion et al.(2019)）。こうした問題は、行き過ぎた資本主義とそれに対する規制という問題に帰着する。例えば、米連邦取引委員会が21年８月に独占禁止法に基づきフェイスブックを再提訴した件は、こうした文脈で理解することができる。

2　先進国での格差拡大とその理由

先進国の所得についてのデータを確認するとともに、格差が拡大しつつあると考えられる現状を俯瞰（ふかん）したい。まず、先進国での格差についての包括的な研究であるChancel（2019）に倣い、所得格差を検討する際によく利用される所得上位１％と下位50％がそれぞれ総所得に占める割合（以下「シェア」という）の推移を確認しよう。両者の課税前シェアの推移（第１、２図）を見ると、一般的に格差社会と認識される米国では、上位１％のシェアは上昇が続き、21年は約19％であった。一方で、米国の下位50％のシェアはほぼ一貫して低下し、足元では約14％にすぎない。また、日本ではこの20年ほど上位１％、下位50％ともシェアはあまり変わらず安定的である。加えて、再分配政策が強いことで知られるスウェーデンでも同様に下位50％のシェアが低下傾向であるものの、日米、欧州４か国（ドイツ、フランス、スペイン、イタリア）平均よりは高いこともうかがえる。

次に、所得下位50％の課税前実質所得がどの程度増加してきたかを確認する。第３

第2図　下位50%の所得が占める割合（課税前）の推移

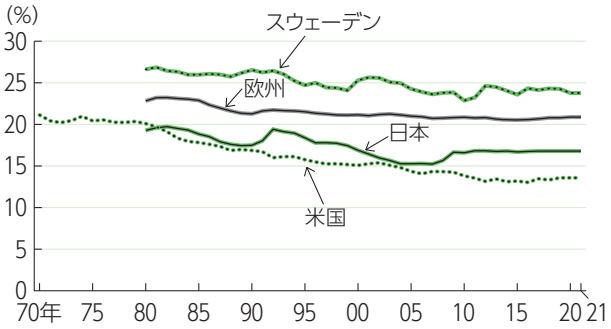

資料、(注)ともに第1図に同じ

第1図　上位1%の所得が占める割合（課税前）の推移

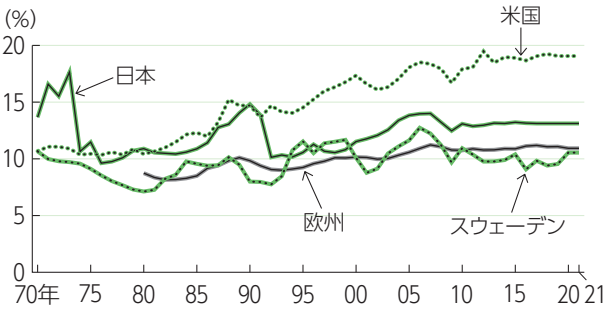

資料　World Inequality Database
(注) 1　欧州は、ドイツ、フランス、スペイン、イタリアの単純平均値。
2　ここでの所得は、主に労働所得と金融所得の合計。

第3図　下位50%の課税前実質所得の推移

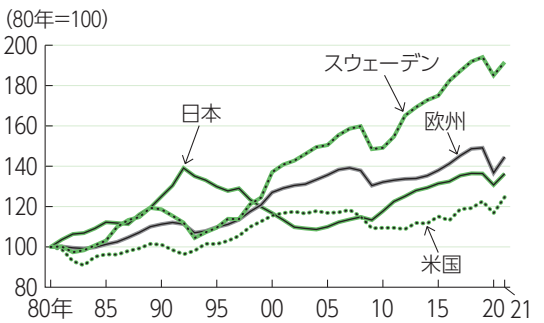

資料　第1図に同じ
(注)　第1図(注)1に同じ。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

図を見ると、米国の状況が悪く、40年間の平均成長率は1.11％にすぎない。日本は同1.56％、スウェーデンは同3.30％となっている。また、欧州の４か国はかなりばらつきが大きく、スペイン（同2.35％）、フランス（同1.71％）ドイツ（同0.37％）、イタリア（同△0.67％）となっている。

日米の所得格差について、課税と再分配による是正の度合いを確認してみよう。まず、米国の上位１％と下位50％の所得の比率を見ると、課税前所得の比率は1980年の26倍から2021年は70倍へと上昇しており、所得格差が拡大している。一方の課税後所得の比率も緩やかながら上昇しており、所得格差を是正するという意味では、累進課税の効果が薄いことがうかがえる（第４図）。

日本については、令和２年版厚生労働白書から再分配前後の所得ジニ係数を見ると、再分配前の当初所得ジニ係数は14年まで上昇、再分配所得ジニ係数は期間を通じておおむね変化がない状態が確認できる。このため、ジニ係数で測った所得格差の改善度

第4図　米国における所得比率の推移

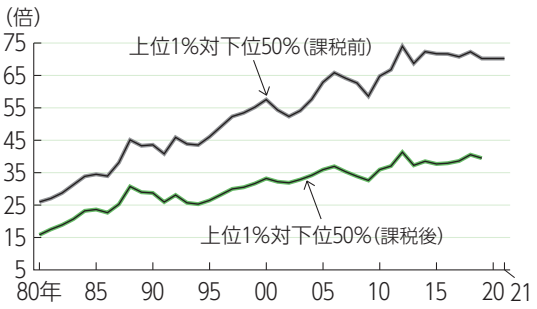

資料　第1図に同じ
(注) 1　平均値で比較。
2　第1図(注)2に同じ。
3　「課税後」は「課税後の可処分所得の平均値」と「一人当たりの公的支出」の合計。

第5図　日本における所得再分配によるジニ係数改善の推移

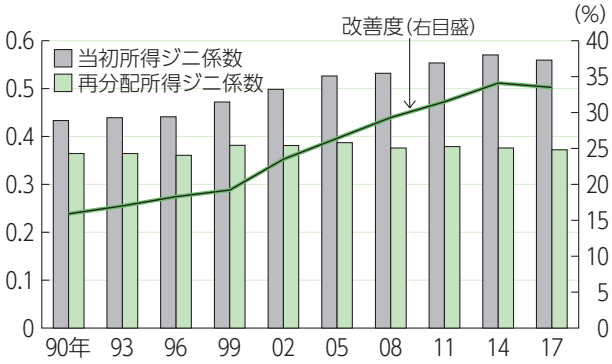

資料　厚生労働省「令和2年版厚生労働白書」
原資料　厚生労働省「所得再分配調査」

合いは上昇傾向となっている(注1)（第５図）。

このように、所得上位層が一段と高所得化したことや低所得者の所得増加ペースが遅いこと、再分配政策の効果が限定的であることなどに加えて、一般的には80年代以降、所得上位層の資産増加や所得税率の低下、失業率の慢性的な上昇などによって、一部の例外はあるものの、米国を中心に先進国では格差が拡大してきたといえる。

（注１）ジニ係数を使用すると、「所得上位の人ほど１円の価値が高い」という、不自然な重みづけをしていることになる。このため、ジニ係数の過度の利用には否定的な見解もある（アトキンソン（2015））。

3　マクロ経済学のなかでの格差

このような格差拡大を経済学は無視しているわけではなく、むしろ格差に関する研究が急速に進んでいるといえる。経済学では格差を経済主体の異質性、あるいはその拡大として捉えることが一般的である。例

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

えば、コロナ禍とその後の回復局面では、事業の存続と雇用状態、子どもの有無、資産の多寡、消費と貯蓄の動向など、国民一人ひとりの状態（＝異質性）を把握することが、有効な経済対策を考えるうえで不可欠であるとの認識が広がった。当然ながら平時でも、こうした異質性を把握したうえで、社会保障制度や金融政策、財政政策などを考えることが望ましい。

マクロ経済学は集計量を対象とする側面が強い学問であるため、一般的には経済主体の異質性を捨象する傾向が強かったといえる。一方で、初期の研究として例えばHuggett（1993）やAiyagari（1994）では、収入や雇用・失業の状態が家計ごとに異なり、そうしたリスクに対する保険が存在しない状態が研究され、Krusell and Smith（1998）などではこのような異質性が組み込まれたモデルを、近似値を用いながら解く方法が研究された。(注2)

こうした研究を嚆矢（こうし）として、特に家計部門の異質性を組み込んだマクロ経済モデルは、HANK（Heterogeneous Agent New Keynesian）モデルと総称され、中央銀行でのマクロ経済分析にも用いられ始めている（廣瀬（2020））。日本銀行からもHANKモデルの潮流や特徴の解説、金融・財政政策に対する示唆などをまとめた論文が公開されている（岩崎ほか（2021））。また、欧州中央銀行での講義資料からは、HANKをより簡単に扱う手法についての進展も確認できる（Bilbiie（2021））。実体としては、コンピューターの能力が向上し、現実をより詳細に描写した経済モデルが運用できるようになったことで、マクロ経済学の研究領域が拡大、深化したといえるだろう。(注3)

（注２）筆者は大学院で理論マクロ経済学を偶然専攻していたこともあり、こうした一連のモデルの要点とプログラミングに触れる機会こそあったものの、資産量や家計が直面する状態の分布とその動学などの計算量が極めて多く、分析よりも手法上の難解さが印象深かった。

（注３）なお、格差の研究が進む経済学にとっては不名誉なことではあるが、他の学問分野と比べて経済学はマイノリティや女性の研究者が少ないことが知られている（Schultz and Stansbury（2022））。

4　格差がマクロ経済へ及ぼす影響

次に格差の拡大がマクロ経済にもたらす影響や可能性の一端を紹介したい。カンザスシティ連銀が毎年開催する経済政策シンポジウム、いわゆるジャクソンホール会議にてアミール・サフィシカゴ大学経営大学院教授は21年、ベビー・ブーマーの高齢化よりも、所得格差拡大の方が中立金利の低下を説明するうえで大切であることを主張した（Mian, Straub, and Sufi（2021））。中立金利の低下については、高齢化の進展や長寿化の影響で家計部門の貯蓄率が上昇し、米国債などの安全資産に対する需要が増加したことが主因と一般的には説明されることが多い。一方で、サフィは80年以降に所得格差が拡大し、高所得者の所得が一層増加したことで、彼らの貯蓄率が年齢に関係なく３～3.5ポイント上昇したことを米国のマイクロデータを用いて確認し、中立金利

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

低下の主因となっていると指摘した。

欧州中央銀行から22年に公表された論文では、労働者間での技術格差拡大が、フィリップス曲線（経済の供給サイドの関係性）や、ベヴァリッジ曲線（労働市場の効率性）に及ぼす影響が研究されている（Abbritti and Consolo (2022)）。労働者間で技術格差が拡大すると、労使間のマッチングが非効率になり、所与の欠員率に対して、失業率が高止まりする（ベヴァリッジ曲線が右にシフトする）ことがシミュレーションされている（第６図）。また、賃金と失業率の関係が特定の技術レベルの労働者ごとに決まるようになるため、経済全体でのそうした関係を表すフィリップス曲線はフラット化する可能性が示されている（第７図）。こうした指摘は昨今の米国や欧州のマクロ経済の特徴と合致しているといえる。(注4)

（注４）論文では、足元の欧州の状況に合うようにモデルが考察されている。

第6図　ベヴァリッジ曲線のシフト

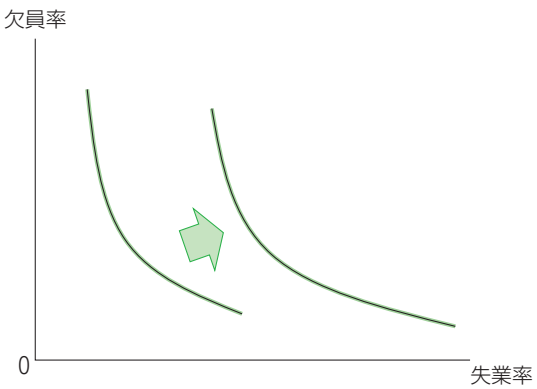

資料　Abbritti and Consolo(2022)をもとに作成

第7図　フィリップス曲線のフラット化

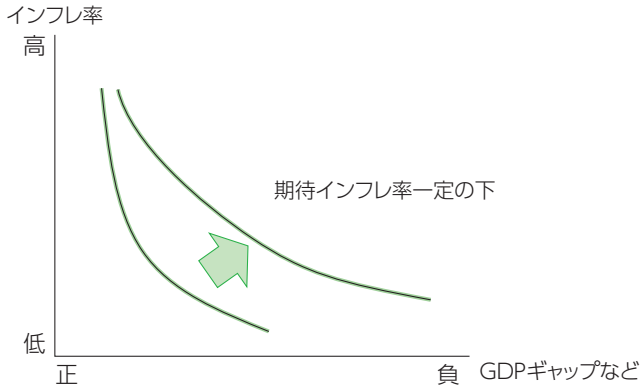

資料　第6図に同じ

5　日本における格差

日本における格差問題について、先進国間での比較と世代内格差、年金問題の３点を検討したい。

(1)　先進国グループ内では、日本の格差は大きい

経済協力開発機構（OECD）加盟国のうちデータが取れる36か国について、可処分所得のジニ係数を比較すると（第８図）、日本は格差が大きい方から11番目に該当する。また、同様に相対的貧困率(注5)を比較すると高い方から８番目に該当する（第９図）。こうしたデータからは、日本が先進国内では格差対策を軽視している国であることが分かる。格差が話題となる場合、格差が大きい国として米国がよく登場するが、実際には米国を否定的に評価している場合ではないだろう。

（注５）相対的貧困率とは、等価可処分所得が貧困

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第8図　可処分所得ジニ係数の国際比較（2018～2020年）

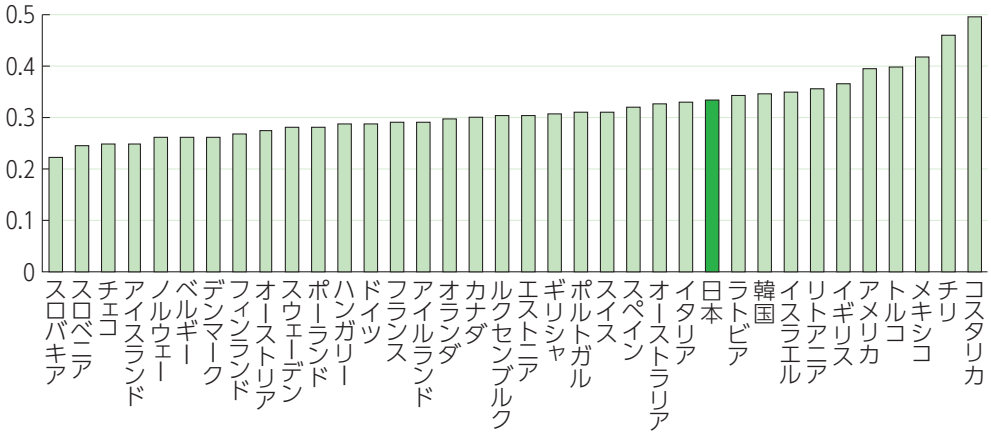

資料　OECD（2022a）

第9図　貧困率の国際比較（2018～2020年）

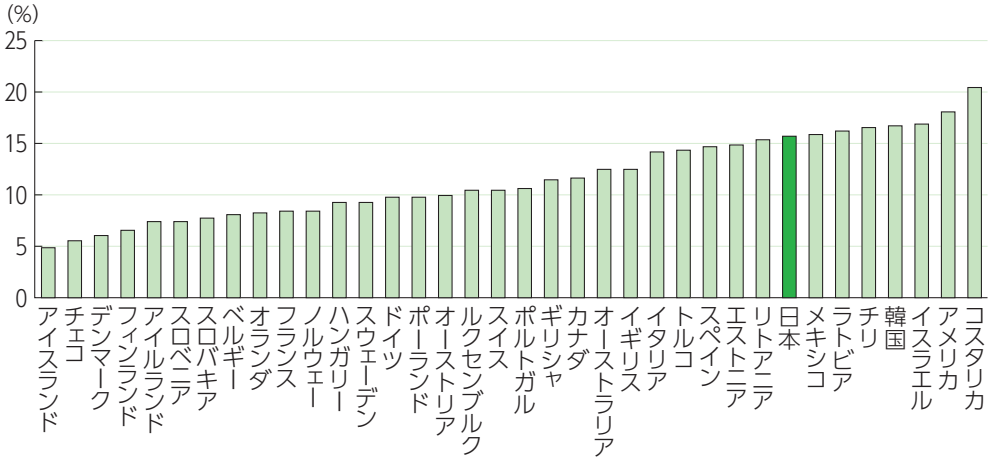

資料　OECD（2022b）

線を下回っている人の割合。貧困線は、全人口の家計所得中央値の半分と計算される。

(2)　世代内格差

こうした、比較的大きな所得格差や、高い貧困率などは、世代内格差の問題と捉えられる。日本で世代内格差が拡大した理由としては、例えば岩田（2021）は、①90年代以降低賃金・非正規労働者が増加し正社員との賃金格差が拡大したこと、②累進課税が弱められ、高所得者に対する税率が相対的に低くなったことなどを指摘している。

また、世代内格差が縮小しない理由としては、①所得再分配制度の中心が低所得家計への補助金ではなく社会保障となっているため、高齢者以外に対しての再分配機能が弱いこと（第１表）、②生活保護が受給中の自助努力をするインセンティブを低下させる制度設計となっている(注6)こと、③職業訓練や学びなおしを支援する公的な制度が弱いこと、などを挙げている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　ジニ係数（等価所得）の改善度

（単位　%）

世帯員の年齢階級	ジニ係数の改善度		
	再分配による改善度	社会保障による改善度	税による改善度
総数	35.0	30.8	6.0
0～4歳	16.6	11.9	5.4
5～9	16.5	12.2	4.9
10～14	17.8	8.8	9.9
15～19	17.5	8.2	10.2
20～24	11.5	6.4	5.5
25～29	6.9	4.8	2.2
30～34	10.4	7.1	3.6
35～39	19.7	17.0	3.2
40～44	21.3	14.1	8.4
45～49	20.3	14.2	7.1
50～54	16.1	10.9	5.8
55～59	16.1	10.5	6.3
60～64	29.3	25.5	5.1
65～69	44.4	42.0	4.1
70～74	54.6	51.9	5.6
75歳以上	53.2	50.5	5.4

資料　厚生労働省「所得再分配調査 平成29年」

（注6） 生活保護受給中の収入は生活保護費の減額で調整されるため、手取りの増加分は一月当たり最大26,700円の勤労控除（基礎控除＋新規就労控除）だけとなる（厚生労働省（2021））。このため、仮に月5万円の収入があった場合、「体感」としての所得税は46.6%と高い。労働を促す制度設計とはいえないだろう。

(3)　年金問題

昨今では、賦課方式の年金制度が世代間格差を強めるとして否定的に評価されることが多い。例えば小黒（2019）では、積立金の不足分が19年時点で1,110兆円と推計されており、当然遅く生まれた世代ほど不利といえる。岩田（2021）では、純受給額の推計値が紹介されており、1940年生まれは3,460万円ある一方で、2010年生まれは△2,830万円となり、70年遅く生まれると約6,000万円給付額に差があることとなる[(注7)]。年金制度自体が日本の世代間格差の温床となっているのは疑いようがない。

（注7） 筆者の非常に個人的な見解としては、全世代を一括に扱い、債券に50%投資する現行の年金運用のポートフォリオ自体がそもそも若年層や現役世代に資する設計になっていない印象を受ける。これは、年齢が若く投資期間が長いほど、株を中心に長期間運用することでリスク・リターン双方とも改善する可能性が高い（コーニッシュ（2022））ためである。

6　日本の格差についての議論とその後

日本の格差問題については、有名な「橘木・大竹論争」と呼ばれる議論が1998年から2006年にかけて行われた。その結果、所得ジニ係数の上昇は、高齢化と単身世帯の増加に起因するため、所得格差が拡大したとは断定できないとの結論に落ち着いた。この論争を背景に、06年時点では政府もどちらかといえば、「格差拡大は見かけ上のもの」という見解を示している（内閣府（2006））。

一方で、その後に橘木が貧困問題を強調したことや、06年のOECD対日経済審査報告書での「相対的貧困の比率についても、日本はOECDの中で最も高い国のひとつとなっている」との指摘などから、日本の格差問題は貧困問題としての側面が強くなったといえる。

第10図を見ると、06年以降の日本の相対的貧困率については、「子どもがいる現役世帯（大人が一人）」では低下基調となったが、「子どもがいる現役世帯」や「子ども」の相対的貧困率は低下しておらず、貧困対策の効果は弱かったというのが実情である。このような特に子どもがいる家庭での貧困問

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第10図　相対的貧困率の推移

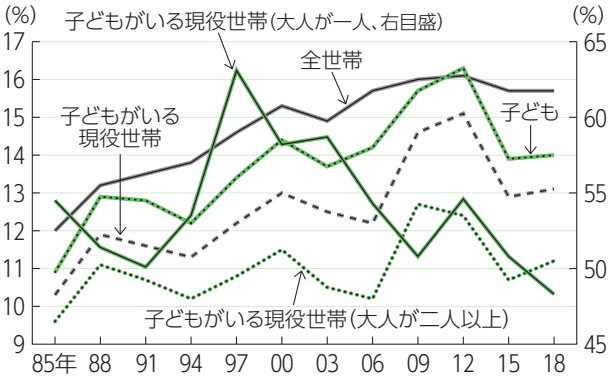

資料　厚生労働省(2020)
(注)　大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。94年の数値は、兵庫県を除いたもの。15年の数値は、熊本県を除いたもの。18年は新基準。

題や年金問題に見られる世代間格差が、相続や教育を通じて次の世代内格差を増幅することは疑う余地がない。(注8)

(注8) こうした状況を背景に、親の良し悪しで人生が決まるという意味の俗語「親ガチャ」や、実家が金銭的に裕福という意味の「実家が太い」という表現が、若年層を中心に普及してしまったといえるだろう。

おわりに

本稿では、先進国や日本の格差と、格差がマクロ経済に及ぼす影響について論じた。OECD加盟国との比較では、日本は格差が大きい国であり、是正の動きが盛り上がっても不思議ではない。特に機会の平等を確保するという観点からは、貧困対策として低所得層や子育て世代への再分配を強めるのが望ましく、そのための財源として所得控除の削減と累進課税や相続税の強化が必要だろう。

一方で、格差是正への支持が集まるかどうかは別の問題といえる。例えば、データ上の格差の度合いと、国民による格差の認識はあまり整合的ではないことが国内外で報告されている（厚生労働省（2012）、OECD(2021)）。また、日本では「所得格差の是正は政府の責任だ」と考える人の割合も低い(厚生労働省(2012))。こうしたことから、格差是正の必要性が共有されにくい土壌があるとも考えられる。日本が民主主義国家である以上、国民の認識や世論が選挙を通じて格差是正に向けた取組みへ反映される。そのため、今後格差是正の動きが進むかどうかは、一人ひとりの認識次第といえる。

＜参考文献＞

- アトキンソン，A. B.（2015）『21世紀の不平等』（山形浩生・森本正史訳）東洋経済新報社
- 安藤寿康（2016）『日本人の９割が知らない遺伝の真実』SBクリエイティブ
- 岩崎雄斗ほか（2021）「HANK研究の潮流──金融政策の波及メカニズムにおける経済主体間の異質性の意義──」『金融研究』第40巻第１号
- 岩田規久男（2021）『「日本型格差社会」からの脱却』光文社
- 小黒一正（2019）「膨張する年金純債務──2019年・財政検証から読めるもの──」東京財団政策研究所
- 厚生労働省（2012）「平成23年度 国民意識調査報告書」
- 厚生労働省（2020）「2019年 国民生活基礎調査の概況」
- 厚生労働省（2021）「生活保護制度の概要等について」
- コーニッシュ，J.（2022）「なぜ株式に投資するのか？」（勝野泰典訳）CFA協会ブログ、No.574
- 内閣府（2006）「平成18年度 年次経済財政報告」第３章、第３節
- 廣瀬康生（2020）『中央銀行・政府機関・国際機関におけるマクロ経済モデルの利用および開発環境に関する調査──米国・カナダの事例──』海外行政実態調査報告書、会計検査院調査課
- ブランシャール，O. and D.ロドリック編（2022）『格差と闘え──政府の役割を再検討する──』（月谷真紀訳）慶應義塾大学出版会

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

• OECD（2006）「対日経済審査報告書」

• Abbritti, M. and A. Consolo（2022）, “Labour market skills, endogenous productivity and business cycles,” ECB Working Paper Series No.2651.
• Aghion, P. et al.（2019）, “ A Theory of Falling Growth and Rising Rents,” NBER Working Paper 26448.
• Aiyagari, S. R.（1994）, “Uninsured Idiosyncratic Risk and Aggregate Saving,” *The Quarterly Journal of Economics*, 109（3）, pp. 659-684.
• Bilbiie, F. O.（2021）, ECBでの講義資料 https://drive.google.com/file/d/1dQ5mjsp3KUErTW77lMwMHjBZrrlluCW0/view（最終アクセス日2022年７月21日）
• Chancel, L.（2019）, “Ten Facts about Inequality in Advanced Economies,” WID.world Working Paper N° 2109/15.
• Huggett, M.（1993）, “The Risk-Free Rate in Heterogeneous-Agent Incomplete-Insurance Economies,” *Journal of Economic Dynamics and Control*, 17（5-6）, pp. 953-969.
• Krusell, P. and A. Smith, Jr.（1998）, “Income and Wealth Heterogeneity in the Macroeconomy,” *Journal of Political Economy*, 106（5）, pp. 867-896.
• Mian, A.,L. Straub, and A. Sufi（2021）, “What Explains the Decline in r*? Rising Income Inequality versus Demographic Shifts,” 2021 Jackson Hole Economic Symposium Proceedings.
• OECD（2021）, *Does Inequality Matter?: How People Perceive Economic Disparities and Social Mobility*.
• OECD（2022a）, Income inequality（indicator）. doi: 10.1787/459aa7f1-en https://data.oecd.org/inequality/income-inequality.htm（最終アクセス日2022年７月６日）
• OECD（2022b）, Poverty rate（indicator）. doi: 10.1787/0fe1315d-en https://data.oecd.org/inequality/poverty-rate.htm#indicator-chart（最終アクセス日2022年７月６日）
• Schultz,R. and A.Stansbury（2022）, “Socioeconomic diversity of economics PhDs,” PIIE Working Paper No.22-4.

（さこ　よしふみ）

談話室

世界経済の転換と日本農業5.0

2022年２月、ロシア軍がウクライナに軍事侵攻を開始した。おそらく短期間での首都占領と政権交代を目指したのだろうが、ウクライナの強い抵抗とアメリカを中心とする西側諸国のウクライナ支援で、早期の和平の期待に反して、７月時点では、戦争は長期化の様相を呈している。

その帰趨は予断を許さないが、グローバリズムの時代が終わったことだけは間違いない。国連安全保障理事会の常任理事国が国際法を無視して軍事侵攻を行ったのである。この現実を前に、世界中の国が自国の安全保障重視へと発想を転換しないわけにはいかない。資産運用で世界最大手のアメリカブラックロックのCEOも、「ロシアのウクライナ侵攻で、我々が過去30年にわたり経験してきたグローバル化は終わりを迎えた」と述べている（CNN Business、2022.03.25）。

これは経済的には、デフレの時代が終わり、インフレの時代が始まるということである。原油・天然ガスと食料の輸出国の戦争である。エネルギーと食料の価格上昇はいうまでもない。それ以上に、人・もの・金・情報が国境を越えて自由に移動するグローバリズムの時代に作られたサプライチェーンが、大幅に再編されていく。コスト的に最適の場所が選ばれた時代は終わった。コストではなく安全保障が最優先となれば、製品価格は上昇せざるを得ない。

実際に、アメリカの５月インフレ率8.6％は、40年ぶりの高水準である。これを受け、アメリカFRBは、６月15日に政策金利を予想を上回る0.75ポイント引き上げ1.50～1.75％とした。日本のインフレ率も、アベノミクスの異次元金融緩和でも達成できなかった２％を４月に超えて2.1％となった。とはいえ、日本は金融緩和を継続し、この結果起こるのは、円安の進行と定着である。この円安が、エネルギーと食料を海外に大きく依存する日本にとってまたインフレ要因となる。

このような誰もが知る事態を述べたのは、たいへんだと騒ぐためではない。この世界経済の大転換こそが、日本農業復活、筆者流にいえば、日本農業が4.0から5.0へ進化する時だというためである。過去30年にわたるグローバル化の時代は、日本農業にとって本当に厳しい時代だった。大氷河期だった。グローバリズムの波に乗って、家族農業、兼業農業、小規模農業を攻撃する新自由主義

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の学者・官僚にも我慢ならなかったが、日本農業に何より厳しかったのはプラザ合意後に定着した円高だった。

このアメリカが仕組んだ円高は、エネルギーと食料の海外依存を決定づけた。農産物の開発輸入も飛躍的に進んだ。しかし、筆者が強調したいのは、円高による製造業の中国やアジアへの移転によって、地方から農家の兼業先となる雇用が失われたことである。1995年から2015年までの20年間に第１種兼業農家は33万戸減り、第２種兼業農家は100万戸減った。これは円高による産業空洞化が地方の雇用を激減させ、日本の農家継承メカニズムが壊されたからだった。

日本農業の本質は、生業＝諸稼ぎであり、兼業が基本スタイルである（玉真之介「日本の兼業農業」『村落社会研究』27（１）、2020）。「専門特化」を至上視する専門家には、理解できないだろうが。ともかく、円安の定着、安全保障最優先のサプライチェーン再編は、製造業の国内回帰を加速させる。資生堂は36年ぶりに国内工場を那須に造った。ライオンは52年ぶりに香川県に、日清食品は22年ぶりに滋賀県に国内工場を造った。

円安と安全保障による製造業の国内回帰こそ、兼業農業を復活させる。それは、東京一極集中と地方衰退の平成グローバル化時代から、地方に雇用と兼業農業が戻ってくる令和「地富論」の時代への移行であり、すなわち日本農業の5.0への進化である。

訳の分からない言葉を並べてきたが、筆者は従来のように、“封建制から資本主義へ”という進歩主義の歴史観に逆らって、江戸時代後期に「イエとムラ」を本質としてでき上がった日本農業1.0が、明治以降の「自由主義経済の時代」に2.0へ、昭和恐慌以降の「総力戦体制と冷戦の時代」に3.0へ、そして平成の「グローバリズムの時代」に4.0へ、本質を保存しつつ時代の変化に適応し進化して現在があると描いてみた（拙著『日本農業5.0：次の進化は始まっている』筑波書房、2022）。

その観点に立てば、日本農業にとって円安とインフレの時代の到来は決してマイナスではない。むしろ安全保障最優先の3.0の時代への回帰と見ることもできるのである。

（帝京大学 経済学部地域経済学科 教授　玉　真之介・たま しんのすけ）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

経済発展と協同組合

――規律とインセンティブの視点から――

理事研究員　小野澤康晴

〔要　　旨〕

欧米においては過去40年程度の間に、国際比較分析、歴史比較分析を通じて、経験的事実に基づいて経済発展の要因を明らかにする新しい経済発展論の研究が進んできた。そこでは技術革新や市場競争環境整備ばかりを重視してきた従来の主流派経済学に代わり、慣習、法、契約、組織、公的仕組みなど、各国各地域の多様な団体性とそこで共有される規律が「戦略的不確実性」を軽減して消費や投資を拡大する重要な機能をもっていることが明らかにされてきた。固有の団体性と規律を有して200年近い歴史と世界的な広がりをもつ協同組合に対しては、この新しい枠組みを基礎にした経済学からの研究が盛んに行われており、効率性やインセンティブの観点から、また公正性や信頼の観点から、協同組合の組織・事業のあり方に対する理解が深まり、それらは「国際協同組合年」などにつながるような、協同組合の認知度向上の基礎となっていると考える。

目　次

はじめに
1　経済発展論の新たな枠組みとはどのようなものか
(1)　欧米では経済発展論がなぜ大きく見直されたのか
(2)　新しい経済発展論の枠組みとしてのNew Institutional Economics（NIE）
(3)　団体性・規律（制度）と経済発展の間にはどのような関係があるのか
(4)　近年発展する様々な経済学がNIEに収れん
2　NIEからの協同組合理解について
(1)　取引コストの節約とインセンティブを生かす、ハイブリッド組織としての協同組合
(2)　協同組合の財産権の特徴をどう理解するか
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

本稿の課題は、過去40年程度の間に欧米において形作られてきた経済発展論の新たな枠組みについて紹介するとともに、欧米においてはその枠組みを基礎にして、協同組合に関する経済学的な理解が深まっているという点を説明することにある。

筆者はこれまでも、欧米における協同組合に関する経済学からの理解について、およびそれを支える経済学の枠組み変化について検討を重ねてきたが[(注1)]、経済学の枠組み変化については進行中ということでコンセンサスといえる内容を簡潔に示すテキストが見当たらず、経済学の変化の全体像がつかみづらいという難があった。しかし、近年ようやく新しい経済学の枠組みのコンセンサスといえるような内容を簡潔に示すテキストが書かれるようになってきたため、欧米において協同組合への理解を深めている経済学の枠組みの全体像を明確にできるようになってきた。本稿はそれをとりあえず「経済発展論の新たな枠組み」として整理して提示するとともに、その枠組みを基礎にして協同組合のどのような点が注目されているのかについて概観したい[(注2)]。

(注1) 小野澤（2012、2017、2018、2021a、2021b、2022）など

(注2) 本稿の第1節は、小野澤（2022）と一部重複している。

1　経済発展論の新たな枠組みとはどのようなものか

(1)　欧米では経済発展論がなぜ大きく見直されたのか

過去40年程度の間に、欧米においては、経済発展論の枠組みが大きく変わってきた。その背景としては、大きく３点があげられよう。

第一に、主流派である新古典派経済学の根幹の考え方が、誤りではないものの現実社会のごく一部しか説明できないという、今日の経済学者の大方の認識の共有化がある。具体的には新古典派経済学は「競争市場で成立する価格を指標として、経済主体が自らの効用最大化を図ることが、社会的な資源の最適な配分につながる」、つまり、公正に成立している価格をもとにして「競争による規律」が働けば、経済活動は効率的になり、それが豊かな社会（経済発展）につながるはず、という考えなのである（所得格差は政治の問題として税や財政による再分配として対応）。しかし、そういった命題が成り立つには、取引される財・サービスの質が関係者全てに共有されていること（情報の完全性）や、関係者間での連携など（独占や寡占など）が一切存在しないという「完全競争」が条件であり、現実の経済においては、質に関する情報が完全であるような取引はごくわずかで、売り手と買い手の間で質に関する情報格差が大きい場合、「安かろう悪かろう」という商品ばかりになって

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

しまう、いわゆる「逆選択（adverse selection、逆淘汰ともいう）」というような状況に陥ることが、例えば米国の中古車売買市場を対象にしてジョージ・アカロフが1970年に発表した論文などで、理論的にも実証的にも明確にされている[注3]。主流であった経済理論が現実のごく一部しか説明できないという認識が共有化されたことで複雑で多様な経済現象を理解する新たな枠組みが追求されてきたという面がある。経済困難に陥った国に対する新古典派経済学からの政策提言である、いわゆる「ワシントンコンセンサス[注4]」が、必ずしも状況の改善につながらないという点も実践的な観点からの問い直しの要因となった。

第二に、90年代以降、ソ連・東欧の旧社会主義圏崩壊と市場経済への移行が、大枠では同様な「企業民営化や市場機能の導入」という方向でありながら、その後の経済成果に国別に大きな差がみられた。それが偶然的に発生した社会実験となったことにより、そういった違いをもたらした要因は何なのかというテーマが、まさに「経済発展の要因は何か」という点に関する知見の蓄積につながったということがある。

そして第三に、情報通信コストの低下のなかで、長期の歴史的なデータや、途上国を含む世界各国の経済データなどのデータベース化が進み、国際比較分析、歴史比較分析を通じて説明すべき経済発展の多様性の把握やその要因分析のための、包括的な基礎データが整備されたことも背景になっているとされる。

（注3） Akerlof（1970）

（注4） ワシントンコンセンサスとは、1980年代に主に中南米で試みられた累積債務削減への対応や広く途上国の経済成長を促す処方箋として、主流であった新古典派経済学に依拠して推奨された政策セットで、財政赤字是正、公共支出への優先順位づけ、課税対象を広げる税制改革、金融自由化、貿易自由化、海外からの直接投資自由化、規制緩和、財産権の保全等からなっている（盛（2007））。

（2） 新しい経済発展論の枠組みとしてのNew Institutional Economics（NIE）

そして国際比較分析、歴史比較分析の方法で、経験的な事実に即して「経済発展の要因は何か」を理解しようとしてきた経済学が注目してきたのが、institutionsの要因であり[注5]、それを重視する経済学は、20世紀前半に米国で広まったinstitutional economicsと区別して、New institutional economics（以下「NIE」という）と総称されてきた[注6]。

Institutional economicsは、わが国では従来「制度経済学」として論じられてきたものであるが、筆者は「経済発展におけるinstitutionsの役割」を考える際に、institutionsを「制度」と訳すのは「法律とか政治形態という狭義の意味に誤解されかねない[注7]」とする速水と同じ懸念から、含意がより明確になる訳語として「集団」「集団現象」「集団的制約」などの訳をこれまであててきた。なぜならinstitutionsは反意語にindividual（個人）、uncommon（非共有）があるように、何らかを共有している複数の人々という含意があり、そのことが明確になるような訳語をあてた方が、欧米の経済

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

学（広く社会科学）でinstitutionsをテーマとして近年何が研究されてきたのかがより明確になるのではないか、と考えたからである。

そして現時点ではinstitutionsは、直訳としては「団体性」という概念が最も原義を反映しているのではないかと考えている。和英辞典では団体の英訳にinstitutionsをあげるものがあり、individualの反意語としての納得感からも直訳としては適切と思われる。「団体」ではなく「団体性」とするのは、後述のように、NIEが対象としているのは、取引、契約、組織、法律、国家などの公的枠組み、等であり、それら全体を対象としていることを考慮すれば、「団体」では「組織」の含意が強くなりすぎる難があることによる。取引関係や契約関係を結ぶ複数人も擬似的には団体性をもっており、法を共有している人々や一国の国民も、そのもとでの権利義務や罰則などが共有されているという意味で一種の団体性をもつと把握するのが、NIEの枠組みにおけるinstitutionsの含意であると考えられるから、その意味では「団体」よりも「団体性」の方が適切と考えた。「集団」ではなく「団体性」としたのは、集団（group）には、含意として、それを構成する人々が何も共有していない、偶然的に集まった人々という場合も含まれるのに対し、「団体」「団体性」は、何らかの共有されているものがあることが明確な概念だからである。(注8)

ただ、「団体性の経済学」では団体性における何が研究対象になっているのか明確にならない。それは例えば団体を構成する人々の男女比や年齢別構成比などといったことではない。NIEの最近の概説書では、institutionsの定義として「institutionsとは、繰り返される相互作用の状況を構造化するために用いられる一般的に（共通的に）知られたルールであり、そのようなルールには、不遵守の場合の制裁メカニズムが備わっているもの、と定義することができる。・・・Institutionsは戦略的な不確実性の低減に役立つ情報をもたらす」(注9)としており、institutions＝「慣習や法律などのルールであり、かつそれに反した場合に制裁が伴うもの」(注10)とされている。そういった内容を一語で表現すれば「規律」が最も合致していると思われる。つまり、NIEにおいては、団体性とそれに伴う規律が研究対象になっていると考えられるのである。

その際、「規律」という概念には「決められたとおりの行動をする」というような、ともすれば「自由」と対立するようなイメージで受け取られかねない面があるので、その点については説明が必要であろう。後述のように、NIEが重視している規律には、「文法」のようなものも含まれている。言語の利用にも一定のルール（文法）があって、ある程度はそれに従わなければコミュニケーションは成り立たない。「自由な意思疎通のためには最低限の言語のルール（規律）に従わなければならない」ということを考えればわかるように、規律は自由の反対概念ではない。むしろ、社会が無規律になれば力による支配が強まることによって自由

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

が抑圧されることになろうから、一定の規律は自由の前提といえる。また、規律は外部（上）から与えられるものとは限らず、チームワークにおける役割分担やチーム内ルールのように、関与する人々が自分たちで合意のもと作り上げていく規律もある。民主政治や、協同組合が重視している民主的な意思決定と実行も一つの「規律」であり、その意味で様々な団体性とそれに伴う規律の存在意義や、社会におけるその機能について理解することは、社会科学の基本的課題といえるのである。また「規律」は「行動の制約」という面が強いが、その反面で「規律共有を基礎にして何らかの行動をおこすインセンティブを形成する」という面もある。お互いに規律を共有する人々だからこそ、それへの信頼をもとにして、新たな創造が生み出されることは十分に考えられることである。つまり、規律には「制約」という面だけでなく「インセンティブ形成」という面もあることに留意が必要である。

以上から、欧米においてNIEが経済発展の要因として重視してきたのは、法や契約を含む社会の多様な団体性や、それぞれの団体性にかかわる人々に共有されている規律、それに伴う制約やインセンティブである、と考えられるのであり、したがってinstitutional economicsは、直訳すれば「団体性の経済学」、含意を盛り込むのであれば「団体性・規律の経済学」とでも訳すべきものであると思われる。ただし、それはあくまで含意をより明確にしたいという意図からで、従来わが国で「制度経済学」と訳されてきたものと実体は同じであるから、本稿においては、経済発展論の新しい枠組みを団体性・規律（制度）の経済学、あるいは団体性を暗黙の前提に、その含意を重視して規律（制度）の経済学などと、適宜の訳語を用いている。

欧米においてNIEに関する概説書は数多く出版されているが、本稿ではVoigt（2019）（以下「ヴォイト」という）を基礎に概要を紹介する。同書を基礎にするのは出版年が新しく、近年までのNIEの動向を踏まえていること、2002年に第１版が出版されていてその改訂版という位置づけであるため、関係者の間で概説書として一定の評価（peer review）を経ていると考えられることによる。ただしヴォイトの概説本のみでは理解が不十分になる可能性があるので、やや古いものの、それ以外にもKasper et al.（2012）（以下「カスパー」という）や、Groenewegen et al.（2010）なども参照している。

（注５） Institutions matter（institutions が重要である）が共通認識とされる。

（注６） Institutional economicsには、新古典派経済学の発展形であるNeo-institutional economicsという枠組みもあるが、NIEは経験的事実を重視するという点からそれとは異なり、どちらかといえばオリジナルなinstitutional economicsを再興する動きといえる。そのため近年ではNewという面を強調しない説明も増えているが、本稿ではNeo-institutional economicsとは別の枠組みであるということを明確にするためにNIEという名称を使っている。

（注７） ダグラス・ノース、大塚久雄、速水融の三者による対談「経済史の基本問題をめぐって」における速水の見解。同対談は、North and Thomas（1973）、訳書は速水・穐本訳（1980）、に所収。

（注８） 団体性という概念については足立（1998）を参考にした。同書で論じられているような、

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

多様な社会を科学的にみる際には団体性のあり方の把握が重要であるという社会科学の共通理解を、欧米の経済学者は経済分析の枠組みに取り入れ、団体性のあり方と経済発展の関係について一定のコンセンサスを築くまでになったということだと思われる。わが国においては依然として「個人」対「財・サービス」といった枠組みでの経済分析がほとんどで、そのことが、規制改革という名目での規律破壊をむしろ促し、結果として主要国に例をみない長期の経済低迷を招いた面がある。

(注9) Voigt（2019）pp.16-17

(注10) ただし「制裁」といっても具体的な罰のようなケースだけでなく、例えば後述の「文法ルール」のようなものであれば、それに違反すれば「コミュニケーションができない」ということが「制裁」なのであり、その意味で、「制裁」についてもそういった幅広い概念としてとらえる必要がある。

(3)　団体性・規律（制度）と経済発展の間にはどのような関係があるのか

欧米においてNIEは、過去40年程度の研究の高まりのなかで、団体性・規律（制度）と経済発展との間の関係としてどのような知見を蓄積してきたのか。重要なのは、経済発展（経済的取引の促進や質の向上を通じた豊かさの実現）においては、技術革新やその地域に存在している天然資源といった要因だけでなく、その国ないし地域における団体性のあり方（契約や法、組織、公〔おおやけ〕の機能など）や、そこにおいてどのような規律が共有化され、それがどのようなインセンティブを生んでいるのかが極めて大きな要因になっている、ということを、国際比較分析・歴史比較分析を通じ経験的事実を理解するという方法で明確にしてきたことである。

団体性のあり方やその規律が、なぜ、どのような経路でその国や地域の経済発展に影響を及ぼすのか。その点をヴォイトでは、経済発展に影響を及ぼす要因としては、「社会的相互作用（social interactions）における戦略的不確実性（strategic uncertainty）に伴う取引コスト」の大小が重要で、団体性・規律（制度）のあり方次第でそういった戦略的不確実性が低下し、それが取引拡大につながるとともに、物的・人的な投資増加をもたらす要因となる、と説明している。その認識は、カスパーともほぼ共通したものである。

戦略的不確実性とは「ある行動の結果が、自分の行動だけでなく、関連する他者の行動によっても左右される場合に存在する不確実性」であり、有名な例としては「囚人のジレンマ」のような状況において存在する不確実性のことである。「囚人のジレンマ」についてはここでは詳述しないが、第１図のように、Ａ、Ｂそれぞれ取りうる戦略が２つある場合、例えばＡにとって自ら

第1図　「囚人のジレンマ」状況の説明

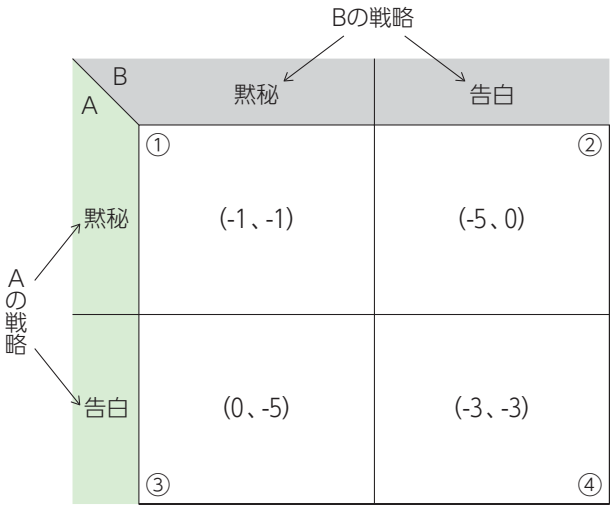

資料　神取（2014）312頁の図をもとに作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の選択の結果が、Ｂの選択次第によって大きく変わってくるという状況のことである。

こういった「戦略的不確実性」は、経済活動を行っていくうえで至るところに存在しており、図の①～④までのどの結果が実現するかは、それぞれの戦略の組合せ次第で、「成果」の水準も大きく異なる。経済活動は一人では実現しないから、他者との相互依存関係は経済活動のなかで無数にあり、それが第１図の①～④のどの状態を実現するのかは、累積的に考えれば経済発展に大きな影響を及ぼす。社会のなかに多様な団体性が形成され、それぞれにおいて何らかの規律（制度）が共有化されることで、第１図の①のような状況が実現できれば、④の状況にしかならない社会よりもより豊かな経済状況を実現できるわけである。団体性・規律（制度）による社会的相互作用における戦略的不確実性の低下とは、抽象的にいえばそういった状況を指している。そして競争という規律を強化しても、こういった「囚人のジレンマ」状況は改善されないどころか、仮に何らかの団体性・規律（制度）が共有化されている状態で、競争が重要である、という思い込みからその規律が破壊された場合、囚人のジレンマ状態に陥ることでかえって経済発展を阻害する要因になることもある、ともいえるのである。

ただし一方、一国で、例えば多様な団体性がなく、国が唯一の団体性をもって規律づけているのであれば、それは具体例でいえば社会主義国家のようなものであって、競争を完全に排除した規律だけではインセンティブに与えるマイナスの影響もあって、社会主義国がそうであったように、いずれ経済発展には限界が出てくることになろう。その意味では多様な団体性（取引形態、契約、組織、など）が存在していること、その間に適切な競争が存在して、取引される財・サービスの内容等に応じた効率的な団体性が共存しているような地域や国家のあり方が、経済発展をもたらすということだと考える。

(4)　近年発展する様々な経済学がNIEに収れん

公正に形成された市場価格を指標にして、選択肢を拡大し、個人個人が競争による規律づけのなかで、自らの効用最大化を目指して行動すれば資源が効率的に配分され、経済が発展する、としてきた主流の新古典派経済学に対して、NIEは、社会的相互関係における戦略的不確実性（簡単にいえば囚人のジレンマのような状況）に伴う取引コストを削減する多様な団体性、そこにおいて共有される慣習、契約、法、組織などの規律（制度）のあり方が経済発展にとって重要なのだという点を、経験的事実に基づいて明らかにしてきた。そして個別の団体性・規律（制度）と経済発展の事実に関する因果関係の仮説を積み重ねるなかで、過去40年程度の研究蓄積を経て、ようやくその全体像についてのコンセンサスが形成されるまでになっている。

その概要は既に小野澤（2022）で論じたため、ここではそのポイントのみを説明す

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

る。やや詳しい紹介は同稿を参照されたい。

第２図は、ヴォイトの概説本をもとにした、NIEおよびそれに関連する様々な経済学の分野の関係を整理したものである。そこでは、実験経済学、行動経済学（心理学を活用した経済学）、取引コスト経済学（組織の経済学）、財産権理論、など、近年経済学で発展しているとされる研究プログラムが、基本的にはNIEという大きな、旧来の主流派とは異なる「経済現象の見方」の構築に関与していることが明らかにされている。数か月程度の経済変動分析のようなものはともかく、世界各国に残る極端な貧富の差というテーマや、10年単位で一国の経済発展や停滞といった現象を考える際には、欧米においてはNIEの枠組みは主流になっているとみられる。

そのなかではまず、団体性・規律（制度）には、内部規律（規範など）、外部規律（人工の法）と大きく分類でき、内部規律についても、いくつかのレベルの違いがあるという認識が示されている（第１表）。それには例えば典型的な例では、前述のように、旧社会主義圏崩壊後の諸国において、同じような法律によって競争環境を整備しても経済発展につながる場合や逆に経済が停滞する場合があることをどのような因果関係で理解すべきか、などの研究を通じて、その国や地域における団体性のあり方や内部規律の違いという要因が大きいこと、および内部規律にもいくつかのレベルがあり、それぞれのレベルでの影響を把握する必要

第2図　ヴォイトによるNIEと他研究分野との関係図

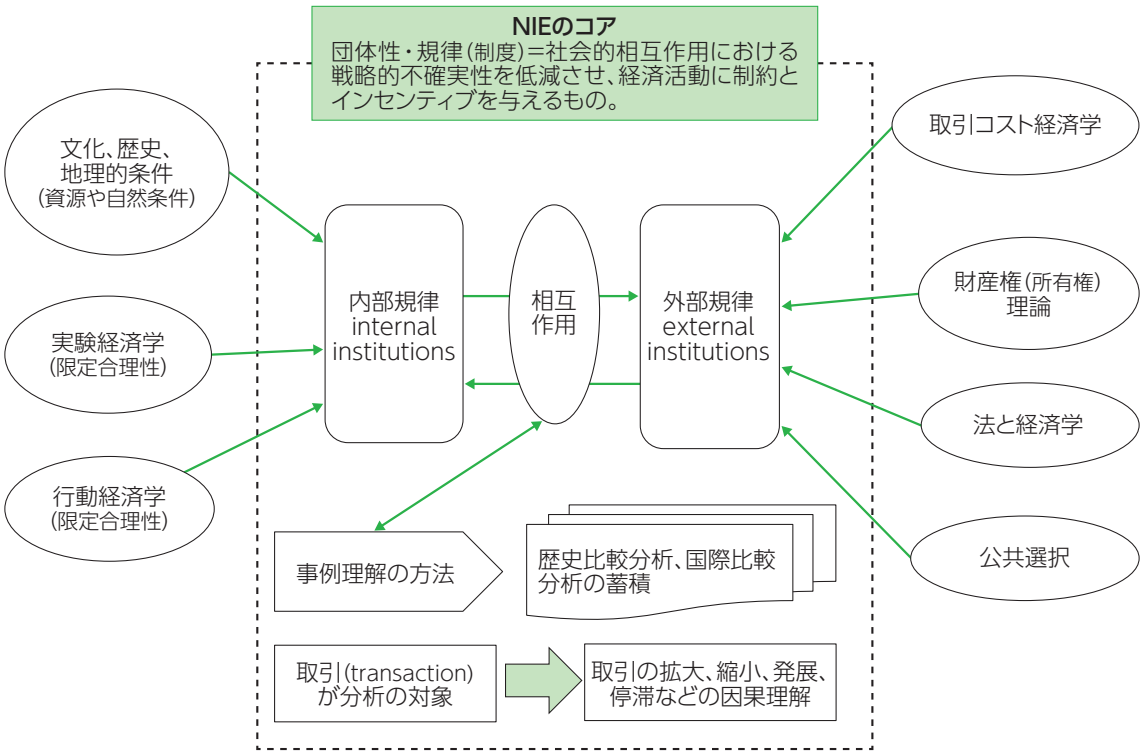

資料　Voigt(2019)から筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　ヴォイトによる様々な規律の分類

ルール	強制の形式	規律の種類	具体例
1 因習	自己強制	内部規律1	文法ルール
2 倫理的ルール	自己強制	内部規律2	十戒、定言的命令
3 習慣	非公式（インフォーマル）な社会的強制	内部規律3	社会的行動のルール
4 公的、民間ルール	組織的、民間強制	内部規律4	民間仲裁裁判所
5 人工の法	組織的国家強制	外部規律	民法、刑法

資料　Voigt（2019）p.17

があること等が、経験的事実の理解を通じて次第に明確になってきたことが背景にある。

そういった、国や地域ごとの多様な内部規律の実態については、実験経済学や行動経済学における研究の進展が、経験的事実に基づき具体的に明らかにしてきている。ここでは詳細は省くが、例えば交換における規範（公正観）のあり方を調べるための「最後通牒ゲーム」のような実験は、ヴォイトによれば、世界中の様々な場所で行われており、地域によってその結果には大きな違いがあるという。そういった多様な内部規律（特に内部規律１～３）は、自然環境などの影響を受けて歴史的、文化的に形成されてきたというものが多く、意識的に介入しても容易には変化しない性格のものであるという点も明確にされてきた。

ヴォイトの分類では法律からなる「外部規律」については、財産権の多様なあり方が、その社会や国家の経済発展に大きな影響を与えることが「財産権理論」として研究されてきた。団体性・規律（制度）の一つである「財産権」が適切に設定されて、実効性をもって存在していることが、当該国家・社会の経済発展の大きな要因であることはいうまでもない。仮に財産権が法的に定義されていても、それが裁判システムや警察力等で実効的に守られていなければ、取引よりも略奪の方が一般化してしまうこともあろうし、独裁国家で十分な合意なく恣意的に個別の財産権が侵されるような状況では、経済活動のインセンティブが大きくそがれるであろうことを考えればわかることである。

この点に関しては、「財産権」についての法律学からの理解と経済学からの理解の違いに留意する必要がある。それは、例えば中村（2005）によれば、「日本の法体系における所有権は民法で規定された物権の１つであり、法令の制限内で所有物を使用・収益・処分する権利」（117頁）ということであるが、経済学からの理解は、「財産そのものの権利というよりも、財産を使用する人間の間で取り決められた権利」（127頁）であって、財産権の多様なあり方が、人間の行動やインセンティブに与える影響が注視されている、という相違である。そういった点から、経済学的には財産権は「残余コントロール権」、つまり「あらかじめ締結されている契約、慣習、もしくは法律に背反しない限り、資産の使用にかかるいっさいをどのようにでも好きなようにできる権利」

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

などと定義されており、法律や慣習が異なる国や地域においては、経済活動に与える影響も当然異なるから、経済発展の度合いにも関連してくる。

また組織における団体性・規律という点を考える「組織の経済学」の研究は、ヴォイトの分類でいえば、法人法制などの外部規律については「法と経済学」の分野に含まれるが、法制を基礎にした具体的な会社等の組織にかかる研究に関しては、資産の特殊性（後述）に伴う情報の非対称性問題を重視し、市場取引では急速に高まる「取引コスト」を、組織内に取り込むことで効率化するという「取引コスト」に着目した組織論研究の蓄積がある一方、それに加えて、企業を「財産権の集合」として理解するオリバー・ハートの企業論（企業は、補完的〔関連性の強い〕資産を統合したものであり、それを財産権者が一定の規律のもとで統治するもの）が、企業に関する経験的な知見を理論化したものとして位置づけられている。

以上のように、団体性・規律を細かく分類する必要があるのは、特定の地域や国家、様々な団体性において、第１表のそれぞれの段階でどのような規律があって、そしてそれが取引の促進や抑制にどう影響しているのか、ということだけでなく、それぞれの規律の相互作用が経済発展に影響を与えると考えられること、特に内部規律と外部規律が対立関係にある場合には、経済発展が妨げられるといった経験的な事実を踏まえたからである。

そして、外部規律（＝法律）は、民主政治であれば、選挙などの集合行為（collective action）の結果として選出された代議員が、議会で合議するというプロセスで形成されるが、そういった、選挙や議会、官僚組織といったいわゆる公（おおやけ）がどう規律づけられているかという点も、経済発展のありように大きな影響を及ぼす。これは従来「公共選択論」などの分野で研究が蓄積されてきたものであるが、NIEにおいては、内部規律に整合的な外部規律（＝法）が整備されないとしたら、選挙制度が民意を反映しにくいものになっているのか、特定の団体が政治に働きかけて自らに有利な政策決定を求めるいわゆる「レントシーキング」といった現象の結果なのか、などが「公の規律づけ」の問題として検討されてきた。

様々な地域や国家における多様な団体性、および内部規律や外部規律の状況やその相互関係が、経済取引の活発化や抑制などをもたらすこと、そして、経済活動の水準がなかなか上がらないいわゆる貧困国においては、どのような施策を行うことが、豊かさに向けた前進につながるのか、そういったことが、この新しい経済発展論の枠組み（NIE）によって明らかにされてきた。それは、かつての新古典派経済学を基礎にしたいわゆるワシントンコンセンサス（前述）に基づく一律の政策提言に比べ、望ましい成果を生み出しているとされる。(注11)

(注11) Kasper et al.（2012）p.16

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

2　NIEからの協同組合理解について

以上過去40年程度の間に欧米で急速に広まり、特に経済発展論の分野では大きな勢力となってきたNIEが、全体として何を重視して、どのような枠組みに基づいて経済発展について論じてきたかを概観した。

そして、欧米において相当量の蓄積がある経済学からの協同組合分析は、ほぼこのNIEの枠組みからなされているものである。ではNIEの枠組みから、協同組合の何が注目され、どのような説明がなされてきたのか。

現時点までに入手した既往研究の成果を踏まえれば、NIEからの協同組合理解について、大きく２つの論点に整理できると考えられる。

具体的には第一に、組織形態の特徴に関して「取引コスト」の節約、インセンティブ向上といった効率性の観点からの検討があり、第二に財産権の固有性（利用者による出資、出資額にかかわらず１人１票など）に関して公正や信頼という観点からの検討がある。以下、それぞれの検討と評価に即して、既往研究による協同組合理解のポイントを説明したい。

(1)　取引コストの節約とインセンティブを生かす、ハイブリッド組織としての協同組合

まず、組織形態の特徴が取引コストの節約につながり、組合員のインセンティブを高めるという効率性の観点からの検討について説明する。

「取引コスト」とは、取引の円滑な実現や継続、発展を妨げる、「生産費」以外の様々な制約要因であり、取引相手に対する情報収集・整理、組織内意思決定、契約交渉や履行管理、様々な問題発生対応などに加え、NIEが重視してきたのは、前述のとおり「社会的相互作用における戦略的不確実性」（囚人のジレンマのような状態）で、それが克服できないと、取引自体が成り立たなくなるという意味では、価額として明確にできるものではないが、大きな「取引コスト」といえる。

協同組合がどのような観点から取引コストを節減し、取引促進、経済発展に寄与していると説明されているのか。この点について、農協を念頭として、例えばStaatz（1989）においては、農業者が協同組合を利用する際には、出資も行うことを通じて一種の暗黙の契約（implicit contracts）が結ばれるのであり、そういった関係的契約（relational contracting）のあり方が、例えば協力を引き出す際などに、通常の契約の場合よりもそれにかかる調整コストを低く抑えることができる、というような説明をしている。

次いで取引コストの節約や、組合員のインセンティブを生かす、という点から協同組合を把握する枠組みの発展形として、メナード（Ménard（2007））による協同組合＝ハイブリッド組織論、がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

メナードは、協同組合の研究者というわけではなく、同論文は組織の経済学、取引コストの経済学の観点から協同組合について論じたもので、組織形態の多様性についてのウィリアムソン（Williamson（1991.［1996］））の分析を参考に、組合員農業者と事業体としての農協を、それぞれに物的資産（設備）をもちつつ、一部を共有化（選果場や出荷施設など）することで、自律性と相互依存性、市場性と組織性、競争と協力が混在しているハイブリッド（混合）組織として理解する枠組みを提示している。

農産物は工業製品と異なって生産物の個別性が高く、その意味で生産物に関する情報の非対称性という問題は程度の差はあれ常に存在している。また、生産プロセスは自然環境の影響を受けながら「命をはぐくむ」というものであり、現場で農産物と向き合う農業者の高いインセンティブ（自発的な能力向上）が求められ、外部からの単純な労務管理は難しい面がある。したがって、農業者の経営の独自性（＝市場での競争の要素）を生かしつつ、必要な部分については協同組合として統合し、相互依存契約のなかで組合員全体での最適化を図っていく（＝組織としての強みを生かす）というハイブリッド的な組織のあり方が、財や生産の性質からして最も効率的組織形態となるという見方が、組織論からの理解である。

メナードは、出荷する財の「資産特殊性」に関しては、①出荷頻度、②質の特定化の難しさなど財を取り巻く様々な不確実性の度合い、③必要となる特定の投資の量、の３つが主に影響するとしており、その「資産特殊性」のレベルに応じて、例えば出荷頻度も頻繁で、質の特定化が比較的容易で、必要となる特定の投資が小さな農産物であれば、「情報の非対称性」に伴う逆選択やモラルハザード等の悪影響は小さいが、それぞれの要因が高まれば、単純な市場取引の場合の様々な問題が大きくなり、それを何らかの形で組織内に取り込む方が全体としての取引コストを抑えることができる、という考え方である。

第３図のガバナンス・コストは、取引コストと、取引コストを下げるために取り結ぶ相互依存的契約の締結や維持管理のためのコストの合計という概念で、例えば農産物のなかでも、「資産の特殊性」が低い場合は、それぞれの農業者が市場で販売することがガバナンス・コストの最も低い形態になるが、資産の特殊性が高まるにつれて、質に関する情報の非対称性等の問題（逆選択のリスク）から、単純な市場取引では、逆

第3図　メナードによる、資産の特殊性に応じた適切な組織形態のモデル化

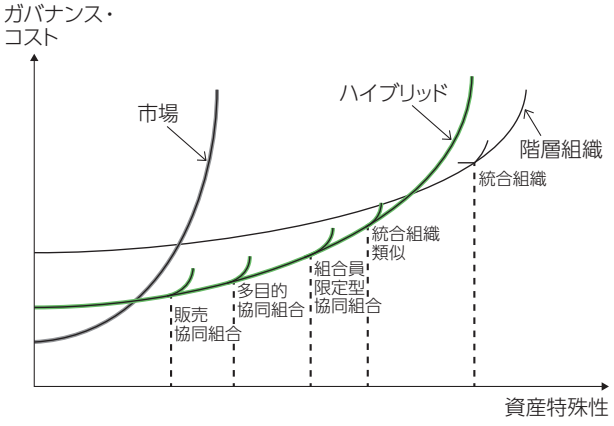

資料　Ménard（2007）p.13の図

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

選択を抑止して適切な価格で適切な出荷を実現するための取引コストが（潜在的には）急激に増大するので、農業者が共同で販売協同組合をつくり、情報の非対称性に伴う逆選択問題の発生を防ぐという組織形態が、全体としてのガバナンス・コスト抑制に適する組織形態になる。

出荷する財の「資産特殊性」が更に高い場合、例えば出荷時の不確実性が高い（出荷頻度小、天候影響大等）場合などでは、作付け段階からの連携など、農業者間での相互依存契約のレベルを高める必要が生じ、その結果可能となる機械の共同利用や管理施設の共有化なども協同組合の機能になる。それにより、いわゆる「多目的協同組合」（販売だけでなく生産管理や利用事業なども行う）の組織形態が、ガバナンス・コスト全体を抑える組織形態として適していることになるなど、関連する資産の特殊性に応じて、それに適した組織の形態が異なるという見方を、図式化して示したものが第３図である。

そして完全な階層組織（通常の企業体）がガバナンス・コスト抑制に適しているのは、大規模設備投資が不可欠（その設備の資産特殊性が極めて高い）という条件や、労働過程の管理が比較的しやすいなど、統合に伴う管理コスト面での問題が少ないような場合ということになる。

メナードは、フランスの多様な農協や農業関連企業のあり方を念頭にこの図式化を行っているが、わが国の状況に置き換えても、例えば農業者による独自出荷組合が多い分野の説明や、米などのような年１回の収穫でかつ天候要因等の不確実性の影響も大きい農産物を扱うのに適した農協組織のあり方の合理性など、十分な説明力をもつものと考える。

こういった協同組合のハイブリッド性は、相互依存関係形成を通じた戦略的不確実性への有効な対応になるとともに、組合員のインセンティブにも配慮した組織形態であるという点は、その後Ollila（2009）、Mazzarol et al.（2011）、Dijk et al.（2019）等でも論じられていて一般的な説明となっている。そしてそれは、協同組合はassociation（人的組織体）であると同時にenterprise（事業体）であるという協同組合の二重的性格にも合致している。

市場と組織を混合したハイブリッドな組織形態が、効率性とインセンティブの観点から適合的な組織形態になるような状況があることはウィリアムソンの研究以来広く認識されてきたことであるが、そのようなハイブリッド組織は協同組合だけでなく、ジョイントベンチャー、フランチャイズなど多様な組織形態がある。様々なハイブリッド組織のなかで、協同組合独自の特徴や固有性はどのように理解されるのか。その点を次にみてみたい。

(2)　協同組合の財産権の特徴をどう理解するか

多様なハイブリッド組織のなかで協同組合の特徴をあげるとすれば、それは、利用者による出資や１人１票による運営、出資

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

に対する配当の制限などといった協同組合の財産権の固有性ということであろう。

a　財産権の完全性という観点からみた協同組合

そういった協同組合の財産権の特徴については、当初経済学者によって検討された際には、「財産権」自体に対する経済学からの理解が、「財産権が完全に定義されている状態か、財産権が全く存在しない状態」のみが考察対象になっていたということもあり[(注12)]「加入脱退の自由」や譲渡に制約があることなどが、「完全に定義された財産権という性格からの逸脱」であることが問題視され、フリーライダー問題（協同組合が取引条件を改善する際には関与しないが、取引条件が改善したら組合員になる、など）、ホライズン問題（組合員の年齢構成などの多様化で、最適な意思決定ができなくなる、など）等が、潜在的に抱えている問題として指摘されることが多かった。実際に米国においては、そういった潜在的な課題に対応するべく、出資額を出荷権と結びつけたり、出資証券の流通を認めるようないわゆる「新世代農協」が登場するというような取組みも注目された[(注13)]。ただし、このような研究は、経験的事実を理解するというよりも、完全に定義された財産権だけが最適な資源配分をもたらすはずである、という前提からの類推という面が強かった。

それに対して、協同組合の財産権の特徴に関して、利用者による出資、１人１票の意思決定の仕組みには一定の意義があるということを示したのが、オリバー・ハートだった。以下ハートの財産権理論からの協同組合理解について説明したい。

(注12) 中村（2005）はそれを「オール・オア・ナッシングの財産権理論」としている。
(注13) Cook（1995）参照。

b　ハートの財産権理論からの協同組合への着目点

財産権のあり方は、取引の活性化や抑制につながる要因であるから、NIEにおいても様々な国・地域における財産権のあり方とその機能を理解することが一つの大きなテーマとなってきたことは前述のとおりである。財産権に対するハートの理解の特徴は、財産権は契約上発生する可能性のある潜在的問題に対する解決策の一つである、という考え方にある。それは、経験的な事実を踏まえれば、契約においてあらゆる場合を想定してその場合の対応を決めておくことは不可能であるから、現実社会における契約は基本的に不完備（incomplete）であるが、そういった不完備な契約がもたらす問題への現実的な解決策として、財産権という力（パワー）があるというように、経験的事実を説明するという志向のなかで、財産権という団体性・規律に新たな意義づけを与えたものである。その意味で、ハートの不完備契約論や財産権の理論は、NIEの枠組みにおいては、契約理論に比べても重視されている。

「不完備契約」の世界とは例えば、経済的契約当事者間（仮にA、B）には、もともと様々な力の差（資金力、販売先数など）があ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

り、契約締結時には双方ともに契約条件に納得したうえで契約を結ぶが、事後的に、その契約履行中ないし継続中に、当初予期できなかった事態の変化があって契約条件について再交渉しなければならなくなるという状況である。その際、仮に契約者の一方Aが、その契約のためだけの目的の何らかの投資（関係的投資という）をしていたら、契約が継続しないことの損失が契約当初の時点に比べて大きいために、より悪い契約条件を認めざるを得なくなるといった事態に追い込まれる（ホールドアップ＝お手上げの状況といわれる）リスクが高い。そして、そのようなことが広くみられるような社会状況においては、本来Aが行った方が全体的には望ましい「関係的投資」が過少になってしまって、取引の発展自体が抑制されるといった、「囚人のジレンマ」的状態となってしまう。契約では対応できない「不完備契約の状況」を前提とすれば、そういった「囚人のジレンマ」状況を脱却する方法としては、ホールドアップに追い込まれるリスクをもつAが、Bに出資（財産権の取得）して経営権を得る、というのが、「財産権」を利用した解決策なのである。

そしてハートは、ジョン・ムーア（John Moore）と共著の論考（Hart and Moore（1998）、以下「HM1998」という）において、財産権を活用したホールドアップ問題への対応の一つの例として協同組合を説明しており、「不完備な契約と関係的投資の世界では、資産を所有することで『力』が与えられ、ホールドアップにさらされる度合いを軽減できる・・・。ただし所有（と力）は稀少な商品であり、特定の状況下では、共同所有、すなわち協同組合を通じて所有権を均等に分配することが最善である」（p.41）と指摘している。

ホールドアップ問題自体は、従来、情報の非対称性を基礎にして、健全な取引拡大を阻害する問題の一つとして注目されてはいたが、たとえ情報の非対称性がなくても、現実的には契約は不完備なものであるから、契約時からの状況変化のなかで再契約をしなければならないような状況を想定すれば、その時点の交渉力の差によって、ホールドアップ問題が発生すること、そういった「不公正」な状況を避けるためには、「財産権」というパワーを行使することで、その悪影響を軽減するという対応が実践的と考えられること、それは歴史的事実の説明としても適合的であり、そして協同組合はその具体例であること、というような指摘は、「不完備契約」という現実的な状況を基礎に、財産権の役割について考察してきたハートが最初であろう。

ハートの指摘を踏まえる形で、協同組合研究者においても、Sykuta and Cook（2001）において、ハートの不完備契約論が紹介され、またHendrikse and Bijman（2002）においては、事後交渉における交渉力の差を考慮した不完備契約のモデルを前提に、どのような状況のもとで販売協同組合の設立が最善の組織構造（財産権構造）となるのか、という点に関する考え方の整理が、仮定的数値例による形ではあるが行われてい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

る。

そして、一般向けにも、欧州における酪農協の成立過程が、ホールドアップ問題への対応のために酪農家が共同で出資して生乳加工協同組合を設立したというように説明する概説書がある。酪農家が出荷する生乳は、冷蔵装置のなかった頃は特に質の劣化が深刻であり、契約をしていても不測の事態に対しては、買い手である牛乳生産工場に対して弱い立場にあった。そういった同じ問題を抱える酪農家が、個別経営としての独立性を保ちつつ、共同で出資して設立したのが、牛乳生産を行う酪農協同組合であったという説明は、組織の経済学の教科書の一つであるPicot et al.（2005）で紹介されている。(注14)

(注14) Picot et al.（2005）訳書192～193頁

c　ホールドアップ問題への対応という位置づけ
――その後の展開――

それでは、そういったホールドアップ問題への対応という側面は、その後の協同組合をめぐる議論のなかで更に深められて、より詳細に論じられるようになってきたのかといえば、全貌を把握できているわけではないが、協同組合に対する経済学からの検討について包括的にまとめているその後のレポートをみる限り、あまり議論が深まっているわけではないようである。

というのも、ホールドアップ問題に対して財産権の取得で対応するような事態は、現実的にはそれほど頻繁に発生するわけではなく、ハート自身も指摘しているように、そういった事態は、例えば「評判の機能によって解決される」問題という面もあるからである。(注15)予期しない環境変化を受けた契約条件再交渉の際に、強い立場を生かして自らの都合を最優先するような対応をすること（機会主義という）は、メディアが発達していないような状況であればともかく、メディアが発達してそういった評判がすぐに広まるようになれば、それ自体が抑制されることもある。また、そういったメディアを通じた評判ということ以外にも、例えば地域に根差して地域を共有する団体の間では、機会主義的対応ではなく、むしろ相互の信頼関係を重視する対応が長期的には望ましいことは明らかであろう。そういった認識があったことが、ホールドアップ問題への対応としての協同組合という面が、ハートが当初指摘した時点での検討以後、あまり深く検討されてこなかった背景なのではないか、と考えられる。

それに代わって、協同組合が地域において信頼や公正な取引を形成し、それを支援する主体であるという面は、協同組合とソーシャル・キャピタル（社会関係資本、以下「SC」という）という観点から説明されるようになってきている。

その例としては、Valentinov（2004）があげられるが、その後のMazzarol et al.（2011）、Dasgupta（2012）、Dijk et al.（2019）でも、SCを生み出す主体としての協同組合という点が論じられている。

その全てを紹介することはここではでき

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ないが、例えばValentinov（2004）では、協同組合の現状の７原則がそれぞれにSCを支援するような機能となっていると主張している。その中では、自発的で開かれた組合員制（第１原則）、民主的管理（第２原則）、自主自律（第４原則）がSCの自発性を支える原理となっていること、出資配当制限（第３原則）は商業主義に陥らないための原理として、第５～第７原則は、SCへの投資につながる原則である、と整理している。以上のように、組合員が、協同組合原則という団体性・規律を共有化することを通じて、それが地域におけるSCを生み出し、それを支援することにつながる、といった点が主張されているのである。

SCはもともと社会学において重視されていた概念であり、「人々の間の協調的な行動を促す『信頼』『互酬性の規範』『ネットワーク（絆）』」がSCであるとされるが(注16)、ヴォイトによれば、NIEの枠組みのなかでも、「内部規律」の一つとして経済発展の促進要因として注目されるものとなっており、カスパーもSCに言及している。

ホールドアップ問題への対応としての協同組合から、SCを創造し促進する主体としての協同組合という説明のポイント変化は、例えばわが国の協同組合の歴史に照らしても、明治期の産業組合の発足当初には、商業資本による「買いたたき」への対応といった面が強調されるが、社会の進歩やメディアの広がりなどを踏まえて、今日においては地域に根差した組織体・事業体として、商工会議所や商工会との連携を進める方向に変わってきているといったような、協同組合を取り巻く社会情勢の変化を反映したものと考えることができよう。

(注15) Hart（1995）訳書89頁
(注16) SCの定義は稲葉（2011）23頁参照。

d　財産権の集合体としての協同組合と外部所有企業の比較

前掲HM1998において、ハートは財産権の集合体としての企業という考え方から協同組合と外部所有企業を比較しているが、そこで論じられている問題はホールドアップ問題に限られるわけではない。そこでは、利用者が所有する協同組合（論文では構造の単純な生協〔consumer cooperatives〕でかつ完全な非営利というケースがモデル化）と、外部所有企業（その企業が生産する財・サービスを一切利用しない純粋な「外部」投資家が所有するケースがモデル化）が、企業を「財産権の集合体」としてみた場合に、まさに両極端の存在であるという理由から比較検討されている。

現実に存在している事業体は、例えば完全な非営利ではないが出資配当には制限がある協同組合であったり、当該企業の取引関係者が株主の一部を構成しているような企業体など様々な「財産権の所有構造」があるが、それら多様な財産権所有構造は、同論文で比較した両極端の中間的なものとして把握できる。したがって、事業体の多様な財産権のあり方の両極端において、財産権の所有構造の違いがどのような経済的な成果をもたらすかという点は、詳細に検討をする意味がある、というのがHM1998

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

における認識である。そこでは、抽象的なモデルではあるが、いろいろな状況のもとで想定される両事業組織の財産権者の選択が、どのような経済成果をもたらすのか、という点が検討される。そして、様々なケースにおいて、協同組合型の財産権構造の方が、外部所有企業よりも望ましい経済成果を生む場合があることが示されている。

ハートの「財産権の集合体としての企業」という見方は、前述のとおり、企業は補完的な（関連性の強い）資産（人的資産以外）を統合してそれに財産権を設定し、それを財産権所有者がコントロール（前述のとおり残余コントロールであるが）をするものという理解であり、財産権者は、実物資産や無形資産などの非人的資産を所有することで、経営者や従業員、当該企業の取引先といった一種の団体性をもつ人々の規律に影響を与える、という理解である。その際、ハートがHM1998で協同組合と対比したもう一方の極端なケース（外部所有）においては、財産権者自らはその企業を全く利用しないために、その企業がどのような経済的な有用性（商品・サービスなど）を生み出しているかには関心がなく、単に投資の成果（企業価値の最大化）のみに興味をもつ存在である。

実際の株主のなかには、その企業の生み出す財・サービスの有用性に共感して出資する場合もあろうから、この「外部所有企業」は極端なケースではあるが、「外部所有」とは今日的なイメージでは匿名性の高い巨大ファンドのようなものに相当すると考えられる。世界的な貧富の差の拡大のなかで、資本市場を通じて巨大ファンドが主要株主となる企業が増えている状況、およびそういったファンドが、（大口ではあるが）財産権の一部を所有しているということだけで、他の株主の意向にかかわらず、当該企業に関連する多様な団体性をもつ人々（従業員集団や取引先など）の規律に対して自らの利益（企業価値最大化）のみを考慮してコントロール権を行使するということは、HM1998による原理的な理解に基づけば必ずしも望ましい経済成果をもたらすわけではない。それに対して協同組合の１人１票は、仮に組合員の意向を反映しないような事業方針が提示されれば、それに反対する組合員を集めることによってある程度の拒否権類似の力をもつことも可能な財産権の構造となっており、それは組合員にとっての不確実性の低下につながるために、状況によっては望ましい経済成果をもたらすことがあるとHM1998では論じられている。

HM1998以降におけるハートの関心は、むしろこういった「外部所有企業」のあり方への批判といった方向に展開していったとみられるため(注17)、その後協同組合が論じられることはなくなったが、外部所有企業と対極的な存在である協同組合のマクロ経済的な意味を考える際には、HM1998における原理的検討の内容を十分に踏まえる必要があろう。外部所有企業は資金調達の容易さという点からは圧倒的な強みがあるから、その面では世界に広がるが、そのような財産権の所有構造が望ましい経済成果をもた

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

らすとは限らないという点は、ハートの原理的研究も踏まえ、協同組合の意義を論ずるうえで検討すべき論点の一つである。Bajo and Roelants（2013）は、そういった展望のもとで、経済の金融化（financialization）のなかでの協同組合の意義を論じる内容となっている。

協同組合がSCを創造し促進する主体であるという理解も、その対極にある外部所有企業のありようがSCにどのような影響を及ぼすのか、という検討との対比によって、その意義をより明確に示すことができると考える。

(注17) 小野澤（2021b）では、ハートのそういった論文について紹介している。

おわりに

以上、過去40年程度の間に研究が深化した経済発展論の新しい枠組み（その基盤としてのNIE）についてのコンセンサス的な理解の概要、および欧米においてはそういった枠組みから協同組合が認識・評価されてきた、という点を説明した。

欧米における経済学からの協同組合理解は、説明してきたとおり、特定の研究者からの評価というものではなく、NIEという経済発展論の新たなコンセンサスに支えられているものなのである。そのことは、NIEからの協同組合分析が様々な論者によって大量になされていることからも明らかであり、だからこそそういった研究の蓄積が「国際協同組合年」「協同組合の思想と実践を無形文化遺産に」というまでの「協同組合への認識の高まり」をもたらしているのである。その意味で、協同組合は、欧米においては、その固有性を生かすことで、経済発展を促進する存在として大きくは認識されてきているといってよい。

ただしそれは「協同組合だから素晴らしい」「協同組合であれば経営もうまくいく」というようなことを示しているわけではない。様々な地域で自律分散的に発展してきた協同組合はその実態もまちまちであり、それぞれに成果もあり課題も抱えていることはいうまでもない。経済学からの理解・評価は、協同組合が200年近くの歴史をもち、取組みに世界的な広がりがあるという経験的事実を基礎に、1995年のアイデンティティ声明によって「協同組合が何であるか」が公に示されたことで、その固有の団体性・規律（制度）のあり方が、抽象的なレベルではあるが注目され、協同組合がどのような状況において経済活動の量的・質的改善（経済発展）につながっているのか、という点が探求されてきた結果であるから、むしろ現実後追い的なものといえる。(注18)

とはいえ、欧米において協同組合が、このような「知の体系」のなかに位置づけられて認識されていることの意味は決して小さいものではない。それは中立的な立場からの協同組合理解を広めるという認知度向上につながるだけでなく、組織・事業ともに多様な各種協同組合がお互いを理解する際の共通基盤にもなろうし、事業や組織のあり方を見直す必要が生じた場合に検討す

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

べき論点を提供するといった面もあろう。

協同組合への理解と評価の基盤となっているNIE自体、ある程度のコンセンサスが形成されてきたとはいえいまだ発展途上のものであり、Dijk et al.（2019）が指摘しているように、経済学からの協同組合理解も、必ずしも十分なものではないと考える。筆者個人としては、協同組合の存在は、NIEに基づく経済研究をリードするダロン・アセモグルが経済発展のための重要な要因としているinclusive institutions（包摂的な団体性・規律[注19]）に相当するものであろうし、協同組合以外に、包摂的な団体性と規律をもって200年近い歴史と世界的な広がりを有する組織体・事業体があるのだろうか、と考えているが、協同組合はまだそのような観点から認識されるまでには至っていない。そのようなものとして理解されるようになるためには、それぞれの協同組合が、協同組合としての実践を強化しつつ、ネットワーク力を更に強めて、その存在感を高めていく必要があると考える。

(注18) 経済学の認識が現実後追い的なものになるのは、経験的事実を重視する社会科学へと向かう望ましいプロセスと解すべきもので、欧米ではそういった方向に大きく変化してきたと考える。そのことは例えば、古いデータではあるが、アメリカ経済学会の機関誌であるAmerican Economic Reviewに1991年から95年までに掲載された論文を分類すると、純粋理論の25本に対して、応用理論（観察された事実を説明する、ないし特定の政策の意義を分析する理論分野）が100本、実験経済学および経験的分析が156本、ということにもあらわれている（Dasgupta（1998）、p.21）。

(注19) Acemoglu and Robinson（2012）による。訳書ではinclusive institutions が「包括的制度」と訳されており、アセモグルの意図が十分には伝わらないのではないかと懸念する。

＜参考文献＞

- 足立啓二（1998）『専制国家史論──中国史から世界史へ──』柏書房
- 稲葉陽二（2011）『ソーシャル・キャピタル入門──孤立から絆へ──』中央公論新社
- 小野澤康晴（2012）「米国における経済学からの農協論の諸潮流──新古典派と組織の経済学を中心に──」『農林金融』４月号
- 小野澤康晴（2017）「経済学の動向と協同組合の位置付け」『農林金融』12月号
- 小野澤康晴（2018）「協同組合と経済学の近年の関係性強化──経済学の枠組み変化の影響──」『農林金融』12月号
- 小野澤康晴（2021a）「経済史理解の新たな枠組みと協同組合への示唆」『総研レポート』2020調一No. 9
- 小野澤康晴（2021b）「所有権の構造からみた協同組合──共通の特徴を位置づける枠組みとして──」『農林金融』６月号
- 小野澤康晴（2022）「経済発展論の新たな枠組みからみた協同組合」『総研レポート』2021調一No. 5
- 神取道宏（2014）『ミクロ経済学の力』日本評論社
- 中村竜哉（2005）「財産権の概念と定義に関する考察（1）」『商学討究』第56巻第１号
- 盛真依子（2007）「『ワシントン・コンセンサス』の諸問題とその克服への道」『岡山大学経済学会雑誌』第39巻第３号

- Acemoglu, D. and J. Robinson（2012）, *Why Nations Fail: The Origins of Power, Prosperity, and Poverty*, Crown Business. 鬼澤忍訳（2013）『国家はなぜ衰退するのか』早川書房
- Akerlof, G.（1970）, “The Market for "Lemons": Quality Uncertainty and the Market Mechanism,” *The Quarterly Journal of Economics*, 84（3）.
- Bajo, C.S. and B. Roelants（2013）, *Capital and the Debt Trap: Learning from Cooperatives in the Global Crisis*, Palgrave Macmillan.
- Cook, M.（1995）, “The Future of U.S. Agricultural Cooperatives: A Neo-Institutional Approach,” *American Journal of Agricultural Economics*, 77（5）.
- Dasgupta, P.（1998）, “Modern Economics and its Critics,1,”（Published in U. Maki, ed.（2002）, *Fact and Fiction in Economics: Models, Realism and Social Construction*（Cambridge, UK: Cambridge University Press））.

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

- Dasgupta, P.（2012）, “New Frontiers of Cooperation in the Economy,” paper presented at the Euricse Conference in Venice.
- Dijk, G.v., P. Sergaki, and G. Baourakis（2019）, *The Cooperative Enterprise: Practical Evidence for a Theory of Cooperative Entrepreneurship*, Springer Cham.
- Groenewegen, J., A. Spithoven, and A. Van Den Berg（2010）, *Institutional Economics: An Introduction*, Palgrave Macmillan.
- Hart, O.（1995）, *Firms, Contracts, and Financial Structure*, Oxford University Press. 鳥居昭夫訳（2010）『企業 契約 金融構造』慶應義塾大学出版会
- Hart, O. and J. Moore（1998）, “Cooperatives vs. Outside Ownership,” *NBER Working Paper* 6421.
- Hendrikse, G. and J. Bijman（2002）, “Ownership Structure in Agrifood Chains: The Marketing Cooperative,” *American Journal of Agricultural Economics*, 84(1).
- Kasper, W., M. Streit, and P. Boettke（2012）, *Institutional Economics: Property, Competition, Policies*, Edward Elgar Publishing.
- Mazzarol, T., R. Simmons, and E.M. Limnios（2011）, “A Conceptual Framework for Research into Co-operative Enterprise,” *CEMI Discussion Paper Series* 1102.
- Ménard, C.（2007）, “Cooperatives : Hierarchies or Hybrids?,” In K. Karantininis & J. Nilsson（eds.）, *Vertical Markets and Cooperative Hierarchies*, Springer Dordrecht.
- North, D.C. and R.P. Thomas（1973）, *The Rise of the Western World: A New Economic History*, Cambridge University Press. 速水融・穐本洋哉訳（1980）『西欧世界の勃興──新しい経済史の試み──』ミネルヴァ書房
- Ollila, P.（2009）, *Principles of Institutional Economics: With Applications to Cooperative Enterprises*, Helsinki University, *Department of Economics Working Papers*, No.56.
- Picot, A., H. Dietl, and E. Franck（2005）, *Organisation: Eine ökonomische Perspektive*, 4. 丹沢安治・榊原研互・田川克生・小山明宏・渡辺敏雄・宮城徹訳（2007）『新制度派経済学による組織入門』白桃書房、第４版
- Staatz, J.（1989）, “Farmer Cooperative Theory: Recent Developments,” ACS Research Report, Number 84.
- Sykuta, M. and M. Cook（2001）, “A New institutional Economics Approach to Contracts and Cooperatives,” *American Journal of Agricultural Economics*, 83(5).
- Valentinov, V.（2004）, “Toward a Social Capital Theory of Cooperative Organisation,” *Journal of Cooperative Studies*, 37（3）.
- Voigt, S.（2019）, *Institutional Economics: An Introduction*, Cambridge University Press.
- Williamson, O.E.（1991. [1996]）, “Comparative Economic Organization: The Analysis of Discrete Structural Alternatives,” *Administrative Science Quarterly*, 36(2): Reproduced in *The Mechanisms of Governance*, Oxford: Oxford University Press.

（おのざわ　やすはる）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

情勢

森林経営管理制度の進捗状況とウッドショックの組合事業への影響

――第34回森林組合アンケート調査結果から――

主任研究員　安藤範親

はじめに

当研究所では、森林組合の事業や経営の動向、当面する諸課題などを適時・的確に把握し、森林組合系統の今後の事業展開に資することを目的として、森林組合アンケート調査を毎年実施している。対象組合は全国各地の百組合前後であり、継続的に回答していただいている。

本稿は、2022年２～３月に実施した「第34回森林組合アンケート調査」の結果から、「調査対象組合の概況」に加え、19年度からの継続調査項目である「森林経営管理制度と森林環境譲与税」への対応状況および、21年に発生した「ウッドショックの組合事業への影響」について紹介する。また、調査結果の分析の深化・補強等を図るためアンケート完了後の22年４～５月に東北、近畿地方の数組合に対し現地ヒアリング調査を実施しており、適宜参照する。

1　調査対象組合の概況

回答98組合の平均像（20年度概数）は、管内森林面積約４万9,600ha（うち組合員所有林２万４千ha）、正組合員3,791人、内勤職員18人、直接雇用現業職員34人である。これらの指標は、林野庁の森林組合一斉調査結果における全国組合の平均よりおおむね1.2～1.6倍程度大きい（第１表）。

既往調査（16年度以降）と比較すると、組合職員数のうち内勤職員数は、平均18人で、過去５年間に大きな変化はない。他方、直接雇用現業職員数は34人で、16年度の41人に対し減少している。現業職員数の増減は、主として造林担当の職員の動きを反映したものである。保育などの造林の作業量が減少しているためと考えられる。

20年度の経営部門別取扱高は、前年度に比べ森林整備部門が増加した一方で、販売、加工部門は減少した（第２表）。また、経営収支は加工部門の利益が減少した一方で、販売および森林整備の２部門の利益が増加

第1表　対象組合の概況（2020年度）

（単位　ha、人）

	対象組合		全国組合平均(b)	a/b
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積	49,619	0.60	40,850	1.2
組合員所有林	24,223	0.67	17,228	1.4
正組合員数	3,791	1.03	2,331	1.6
内勤職員数	18	0.78	11	1.6
直接雇用現業職員数	34	1.12	22	1.5

資料　全国組合は林野庁「令和2年度森林組合一斉調査結果」
（注）1　全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は、組合雇用労働者数（事務員を除く）。
2　変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　森林組合の取扱高と経営収支
（1組合あたり）

（単位　千円、％）

		20年度	前年度比増減率
取扱高	指導	4,368	△4.1
	販売	216,236	△3.0
	加工	278,032	△6.0
	森林整備	387,317	2.3
収支	事業総利益	165,574	1.9
	うち指導	△437	△16.7
	販売	41,888	4.3
	加工	15,324	△26.7
	森林整備	114,656	4.3
	事業管理費	139,552	△1.8
	事業利益	26,021	27.7
	経常利益	28,930	28.5
	税引前当期利益	29,827	33.8

資料　各組合の総代会資料
（注）「うち加工」については、加工取扱いのある組合の平均。前年度比は今年度回答組合の前年度値と比較。

している。

その背景としては、コロナ禍の緊急事態宣言発令などを受けた住宅着工戸数の減少などにより木材需要が減少した影響が加工部門の減収減益要因になったと考えられる。一方、林野庁が「林業の雇用維持のための保育間伐」などの森林整備に関する緊急支援事業を実施した結果、森林組合の収益に占める割合の高い森林整備部門が増収増益となった。20年度は、コロナ禍で木材の需要だけでなく価格が大きく低下した。前回アンケートでは、コロナ禍が20年度上期の事業総収益に１割減程度の影響を与えたという回答結果を得たが、最終的には、緊急支援事業や各種公的支援策が経営の支えとなり、事業総利益は増加となった。事業利益は２千６百万円、経常利益は２千９百万円、税引前当期利益は２千983万円とそれぞれ前年度の利益を上回った。

20年度の素材生産量は、１万m³以上の組合が回答組合全体の68％であった。比較対象として、令和２年度森林組合一斉調査結果から全国組合の素材生産量別組合数をみると、１万m³以上となっている組合の割合は38％である。このように本アンケートの対象組合は、全国組合と比較して素材生産量が多い組合の割合が高い。また、20年度の１組合あたりの素材生産量は、２万2,447m³と前年度を下回った（第３表）。素材生産量に占める主伐の割合は前年度から変わらず50％となっている。

2　森林経営管理制度と森林環境譲与税について

18年５月に森林経営管理法が成立したことを受けて、前々回調査以降、組合管内の主要市町村(注1)における森林経営管理制度に関する事業の実施状況と森林環境譲与税の使途について伺っている。なお、本調査の実施時期は22年２～３月時点であるため、現

第3表　1組合あたり素材生産量の推移

（単位　m³、％）

	13年度	14	15	16	17	18	19	20
素材生産量	18,195	19,708	20,790	21,578	21,419	23,616	23,856	22,447
うち主伐	7,229	8,618	9,372	9,735	9,554	12,001	11,890	11,178
主伐割合	40	44	45	45	45	51	50	50

（注）　1組合あたりの素材生産量は、各年度の回答組合の平均値。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

在は全体としてさらに実施が進んでいるとみられる。

(注１) 管内に複数の市町村がある場合は、主要な市町村１つ（例えば、森林面積が最も大きい、組合の事務所が存在するなど）について回答。

(1)　森林経営管理制度に関する事業の実施状況

組合管内の主要市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況について尋ねた。第１図のとおり、１～10の各項目は、経営管理意向調査の準備作業から経営管理集積計画を定めるまでの流れに沿った内容とした。その結果、まず「１．森林経営管理制度の業務はまだ始まっていない」が11％（20年度14％）と、制度の運用がまだ開始されていない地域が前年度から減少した。以降の段階である「２．森林の状況把握・森林情報収集」が66％（同76％）、「３．意向調査対象森林の抽出」が73％（同76％）、「４．経営管理意向調査」が80％（同62％）と、経営管理意向調査に至った地域が８割にまで達した。

また、「５．経営管理権集積計画案の作成」（27％、20年度19％）から、「６．経営管理権集積計画の公告」（20％、同12％）、「７．市町村森林経営管理事業の実施」（23％、同16％）と経営管理に取り組む地域が２割以上に増えた。さらに、「８．経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定」（11％、同７％）、「９．経営管理実施権配分計画の公告」（８％、同２％）と、民間事業者に経営管理実施権の設定を行う地域が１割前後にまで増えている。

第1図　組合管内市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況
（複数回答）

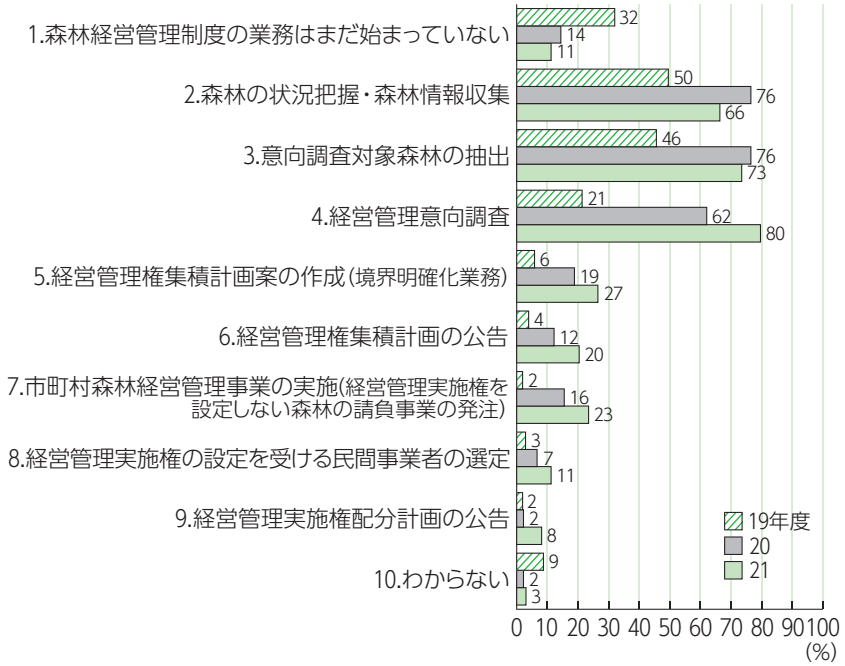

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(2)　森林経営管理制度の市町村事業に対する森林組合の対応状況

森林経営管理制度の市町村事業に対する森林組合の対応状況は、「制度実施以前の会議・打合せ等への参加」を「実施している」を選択した組合の割合が86％（20年度90％）、「意向調査対象森林抽出への情報提供」は、「実施している」が67％（同67％）であった（第４表）。引き続き多くの市町村で、何らかの会議・打合せ等が実施されているほか、情報提供が実施されている。

次に、「意向調査業務の請負」は、「実施している」が51％（同36％）、「境界明確化業務の請負」を「実施している」が22％（同16％）、「経営管理実施権を設定しない森林の事業請負」を「実施している」が26％（同８％）と、これらの業務を請け負う組合が前年度より増加した。

なお、事業の実施割合がまだ低い「経営管理実施権が設定された森林の経営」についての対応状況は、「予定している」が28％、「わからない」が49％となっている。

(3)　森林環境譲与税の使途

市町村の21年度の森林環境譲与税の使途は、多い順に「経営管理意向調査」が68％（20年度66％）、「森林整備」が63％（同43％）、「経営管理意向調査前の事前準備」が57％（20年度項目なし）、「基金創設」が35％（同41％）、「作業道開設・補修」が29％（同28％）、「担い手育成・確保など人材育成」が27％（同29％）、「林地台帳の整備」が26％（同24％）などであった（第２図）。

同税は、森林の有する公益的機能の発揮に向けて喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入とともに創設された。その使途として、「経営管理意向調査」といった主に森林経営管理制度の事業推進のために利用される割合が高まっているほか、「森林整備」や「作業道開設・補修」などに利用されており、導入の目的に沿った利用が進んでいることがわかる。

また、基金として積み立てる市町村が年々減少する傾向にある。民有林の分布に地域

第4表　森林経営管理制度の市町村事業に対する森林組合の対応状況

（単位　％）

		実施している	予定している	実施しない	わからない
制度実施以前の会議・打合せ等への参加	20年度 (n=96)	90	3	1	6
	21 (n=98)	86	1	7	6
意向調査対象森林抽出への情報提供	20 (n=97)	67	14	2	16
	21 (n=98)	67	9	13	10
意向調査業務の請負（※）	20 (n=96)	36	23	19	22
	21 (n=98)	51	10	27	12
境界明確化業務の請負（※）	20 (n=96)	16	20	26	39
	21 (n=98)	22	17	26	35
経営管理実施権を設定しない森林の事業請負	20 (n=95)	8	37	7	47
	21 (n=98)	26	29	11	35
経営管理実施権が設定された森林の経営	20 (n=95)	3	39	5	53
	21 (n=98)	9	28	14	49

（注）　（※）は地域林政アドバイザーとして請け負う場合も含む。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　市町村の森林環境譲与税の使途（複数回答）

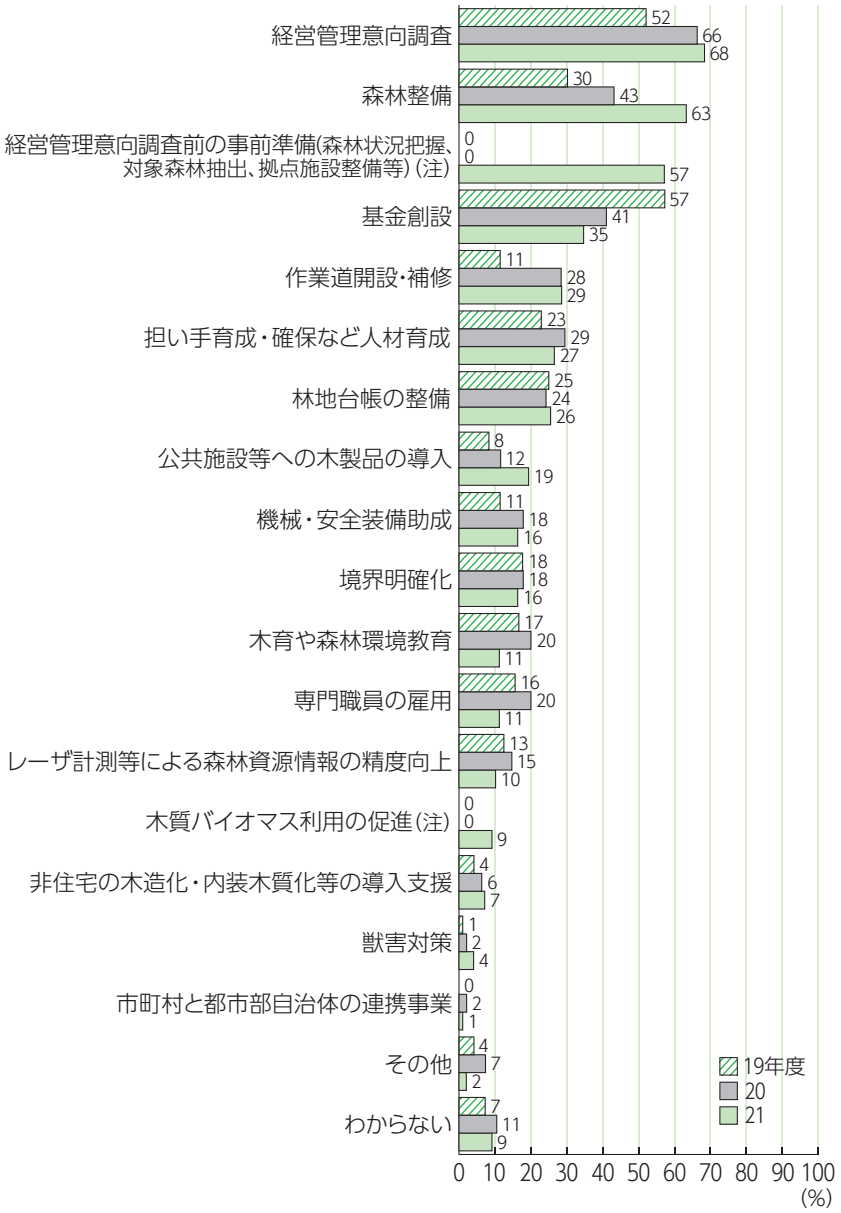

（注）「経営管理意向調査前の事前準備（森林状況把握、対象森林抽出、拠点施設整備等）」と「木質バイオマス利用の促進」は第34回アンケートから新たに設けた項目。なお、20年度は予定されている使途を含む。

的な偏りがあることなどから、同税の活用が十分でない地域もあるが、それぞれの地域で効果的な利用の模索が進みつつある。なお、「その他」は、コンテナ苗購入補助や植栽実施者への助成であった。

3　ウッドショックの組合事業への影響について

21年春に、米国を中心とした世界的な木材需給のひっ迫によって木材価格が急騰す

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

るウッドショックが発生したことから、その森林組合への影響について伺った。

(1)　主要事業の収益（売上高）と素材生産量への影響

21年（１～12月）の主要事業の収益（売上高）と素材生産量について、前年の同期間の基準を100とした場合、「販売収益」は111、「加工収益」は110、「森林整備収益」は99、「事業総収益」は106、「素材生産量」は103であった(注2)。

21年の年間素材（丸太）需要量は2,609万m^3（農林水産省「令和３年木材統計」）と、国内住宅着工戸数の回復傾向やウッドショックによる国産材需要の高まりで前年から反転し、10.8％増加した。これらが販売、加工の収益に前年比１割増程度の影響を与えたとみられる。他方、21年度は前年度の森林整備に関するコロナ禍の緊急支援事業が終了し、森林整備の収益が減少すると見込まれている。

以下、本調査では影響の具体的内容を確認している。

（注２）数値は、四分位範囲を使用して算出した外れ値を除外した平均値を採用した。

(2)　組合事業への影響

組合事業への影響は、「影響があった」が72％、「影響はなかった」が28％と、７割強の組合に影響があった。

その内容は、第３図のとおり、「原木市場の入札参加者や手数料収入の増加」「皆伐施業の増加」がともに41％と最も多い。続いて、「組合員の森林経営に対する意欲の向上」が31％、「伐採時期の前倒し」が20％、「原木、製品価格の上昇」「木質バイオマス発電向けの供給量の縮小」がともに13％、「高性能林業機械の増強」が11％であった。

自由記入欄では、「ウッドショックにより価格が高騰したことは良かったと思う。しかし、一時期による大幅な価格変動は、所

第3図　ウッドショックによる組合事業への影響の内容（複数回答）

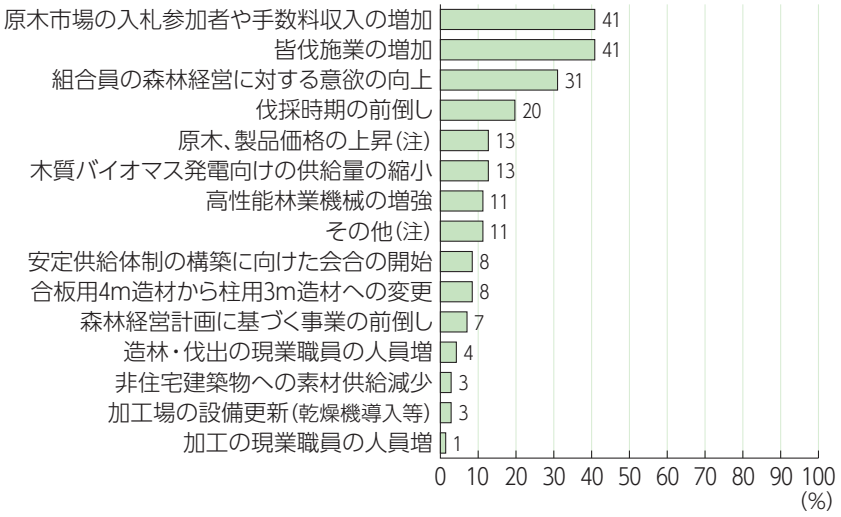

（注）　その他の記入欄から、同じ内容の回答結果を抽出し集計。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

有者の森林に対する意識向上につながると思うが、一方で業者による皆伐林分の増加等につながり、林分構成に影響を及ぼすのではないかと懸念される」という意見があった。この例ではウッドショックが森林管理、林業の持続可能性への懸念を増幅させている。

ヒアリングでは、「加工場の求める品質基準が下がり、より低品質な素材を受け入れてくれるようになった」など、加工場が国産材の調達を強化する動きが聞かれた。また、「木質バイオマス発電に供給していた素材のなかでも、一部使えるものを加工場に持っていくようになった」など、これまで低品質素材に仕分けされ価格の低かった丸太が、より高い価格で製材等の加工場に引き取られる状況が生じている。

(3)　協定取引への影響

協定取引は、素材生産業者等と大口取引先の木材加工業者等との間で、安定供給のための取引に関する協定を結び、市売市場で競りを行わずに直接工場へ原木を運ぶ取引による価格の安定化（協定価格：市場での取引と比べて安定した価格で取引可能）と市場を通さないことによる流通コストの削減、大口取引先に大量の原木を安定的に流通させようという取組みである。

加工工場との素材の安定供給に関する協定取引（連合会が協定を締結している場合も含む）の実施状況は、「協定書を締結」が40％、「書面によらない約束にて実施」が11％と、５割強に及ぶ組合が協定取引を実施していた。なお、地域別では、東北、四国、近畿の順に協定取引を実施する組合が多い一方で、関東・東山、九州・沖縄、東海の順に協定取引を実施していない組合が多い。大型加工場の立地状況や原木市場の発達状況などの地域差が協定取引の有無に影響していると考えられる。

ウッドショックの協定取引への影響は、第４図のとおり、多い順に「市場相場より取引価格が高くなった」が43％、「市場相場より取引価格が低くなった」が26％、「影響はなかった」が23％、「その他」が17％、「組合が約束した量を確保できなかった」が14％、「直送から市場へと販路を変更した」が９％であった。

協定取引では、取引価格が市場相場より「高くなった」の割合が「低くなった」より高い結果となった。原木市場の立地状況や木材加工業者による原木集荷の他社との競合状況などが影響したと考えられる。

取引価格については、「その他」の回答から、「前年度より販売単価が上昇、市場相場が高くなったので取引価格も高くなった」

第4図　ウッドショックの協定取引への影響（複数回答）

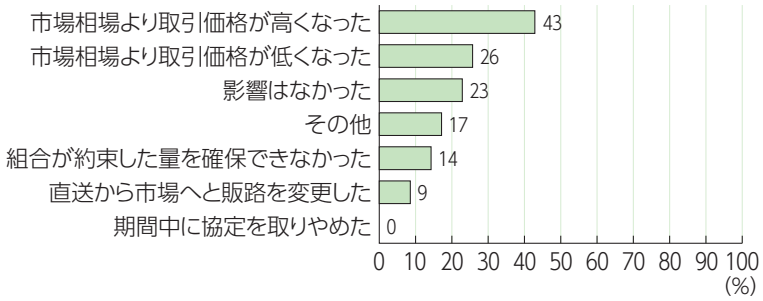

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

など、価格が上昇したものの市場相場には及ばなかった地域もある。また、ヒアリングでは、「春以降に市場価格がまず先に上昇し、協定取引は市場の動きを受けてから徐々に価格が上昇したため『市場相場より取引価格が低くなった』が、市場価格が秋以降に下落し始めたものの、協定取引は上昇した価格を維持したため『市場相場より取引価格が高くなった』」といった意見が聞かれた。協定取引価格は、市場相場の動きを受けて徐々に変動する傾向がうかがえる。市場相場より高くなったとする回答が多かったのはそうした傾向を反映している可能性もある。

おわりに

今回の調査の柱は２つあり、第一に、森林経営管理制度と森林環境譲与税について伺った。組合管内市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況は、８割の市町村が経営管理意向調査の段階にまで進んでいる。それに合わせて森林組合の意向調査業務の請負も増えている。なお、譲与税については、22年５月末に自民党の「地球温暖化防止のための森林吸収源対策プロジェクトチーム」が、同税の過半が基金に積み立てられており有効利用することが課題であると、現行の配分基準見直しを含めた「提言」をまとめた。本アンケートの対象地域は、基金として積み立てる市町村が年々減少する傾向にあるものの、同税の活用が十分でない地域も残る。提言を受けて、22年度以降は今まで以上に同税の活用が進むことが想定される。

第二に、ウッドショックの組合事業への影響について伺った。その結果、７割強の組合に影響があった。影響としては、「原木市場の入札参加者や手数料収入の増加」「皆伐施業の増加」など、原木需要の高まりが挙げられる。

なお、本調査の結果からは離れるが、先行きはウッドショックの影響が長引く可能性がある。22年２月のロシアによるウクライナ侵攻で、各国が経済制裁措置を発動した結果、ロシアが木材の一部商品の輸出を禁止したほか、西側諸国は次々とロシアからの木材輸入に対する規制を打ち出した。世界第４位の木材輸出国であるロシアとの木材貿易の制限は、世界の木材需給に大きな影響を及ぼす。日本の木材需給においても国産材需要の高まりが今後も持続すると見込まれる。

（あんどう　のりちか）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

本棚

古江晋也・田口さつき　著

『隣の協同組織金融機関 ―持続可能な地域社会をめざして―』

地域経済の低迷や人口減少など地域金融機関を取り巻く経営環境は厳しさを増す中で、一貫して地域密着で事業を展開してきた協同組織金融機関のビジネスモデルやガバナンスのあり方が注目されている。

本書は、こうした社会情勢の下で、協同組織金融機関として、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合の５業態について、これまでに著者が発表している論文やレポートを基にした分析とともに、大手メディアでは取り上げられることが少ない、協同組織金融機関が地域社会を存続させていくために実施している取組みとして、53の具体的な事例を各章に分けて紹介している。

第１章「協同組織金融機関の業務特性」では、各業態により異なる協同組織金融機関の特徴が述べられており、第２章では、「協同組織金融機関の歴史」が取り上げられ、先祖株組合や報徳社が運営されていた時代から協同組織金融機関がどのように発展してきたのかについて理解を深めることができる。第３章「協同組織金融機関の経営指標の推移」では、2015～2019年度の『全国信用金庫財務諸表分析』、『全国信用組合決算状況』、『全国労働金庫経営分析表』といったデータを用いて、協同組織金融機関の業績の推移や現況を分析している。第４章では、「協同組織金融機関の取引先支援」として、リーマン・ショック発生時やコロナ禍における地域社会への支援について事例とともに紹介しており、相談内容に対し、根本的な解決を目指すための対話を行う大変さと重要性に気づかされる。第５章「協同組織金融機関の地域支援」では、地域貢献活動の取組みや東日本大震災への対応に触れている。第６章「ダイバーシティ経営と協同組織金融機関」では、女性活躍、高齢者雇用、障がい者雇用の取組み等についてまとめている。

著者の言葉にあるように、協同組織金融機関はこれまでと同様に地域社会との対話を大切にしていくことが求められている。時間的または金銭的なコストを要するような、一見すると「非効率」に見える取組みが非常に重要であり、地域の人々の喜びや悩み、苦しみに耳を傾け続けながら、組合員のニーズを汲み取り、業務効率化を進めながらも、協同組織金融機関の使命を果たしていく必要がある。紹介されている事例を見ると、協同組織金融機関の役職員と組合員の信頼関係が築かれているからこそ実施できている取組みも多い。

近年の自然災害や社会問題に対する取組みを含め、永続的に発展する地域社会に密着し支えるための協同組織金融機関の取組みや組合員への「最後の貸し手」としての役割発揮について網羅的にわかりやすくまとめられており、多くの地域金融機関にとって金融サービス提供のあり方を提示する道しるべとなる有意義な文献といえる。

――金融財政事情研究会　2022年４月

定価1,980円（税込）229頁――

（一般社団法人 日本共済協会 専務理事
横山真弘・よこやま まさひろ）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(45)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(45)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(45)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(46)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(46)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(46)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(48)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(48)
9. 金融機関別預貯金残高　……(49)
10. 金融機関別貸出金残高　……(50)

〈特別掲載（2022年３月末数値）〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(51)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高……(52)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(53)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高……(53)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7752
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2017. 5	**62,667,060**	**2,314,936**	**37,671,893**	**25,564,752**	**57,055,532**	**10,149,598**	**9,884,007**	**102,653,889**
2018. 5	**66,006,531**	**1,687,489**	**34,499,724**	**26,573,588**	**51,871,264**	**10,640,995**	**13,107,897**	**102,193,744**
2019. 5	**65,647,431**	**1,171,359**	**33,644,245**	**20,146,865**	**52,816,139**	**16,934,078**	**10,565,953**	**100,463,035**
2020. 5	**65,221,680**	**716,471**	**35,715,611**	**19,711,016**	**54,321,004**	**17,201,479**	**10,420,263**	**101,653,762**
2021. 5	**64,924,299**	**341,457**	**32,494,611**	**16,608,255**	**44,490,977**	**20,564,723**	**16,096,412**	**97,760,367**
2021. 12	65,100,951	386,421	34,100,737	19,759,392	42,899,136	21,044,141	15,885,440	99,588,109
2022. 1	64,369,843	376,853	34,476,811	18,435,980	42,749,267	21,041,092	16,997,168	99,223,507
2	63,824,272	366,967	34,247,397	17,136,795	43,394,328	21,164,249	16,743,264	98,438,636
3	63,729,429	363,780	36,134,950	17,171,415	46,963,039	21,241,931	14,851,774	100,228,159
4	64,130,512	360,247	40,093,678	18,859,173	45,190,360	20,055,752	20,479,152	104,584,437
5	63,428,351	349,564	37,378,601	17,859,823	43,927,917	18,854,249	20,514,527	101,156,516

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2022年5月末現在 (単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	52,591,534	-	2,746,263	106	4,679	-	55,342,583
水産団体	1,968,477	300	141,778	1	37	-	2,110,593
森林団体	2,246	-	4,920	2	208	-	7,376
その他会員	1,179	-	17,488	-	-	-	18,666
会員計	54,563,436	300	2,910,449	109	4,924	-	57,479,218
会員以外の者計	771,814	9,879	564,770	79,794	4,518,592	4,284	5,949,134
合計	**55,335,250**	**10,179**	**3,475,219**	**79,903**	**4,523,516**	**4,284**	**63,428,352**

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 322,674百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2022年5月末現在 (単位 百万円)

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	1,640,497	24,446	58,443	-	1,723,385
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	65,388	13,701	7,676	-	86,765
	森林団体	1,730	562	3,229	5	5,526
	その他会員	800	190	520	-	1,510
	会員小計	1,708,415	38,899	69,868	5	1,817,187
	その他系統団体等小計	185,120	6,165	56,696	-	247,981
	計	1,893,535	45,064	126,564	5	2,065,168
関連産業		4,813,081	76,146	921,842	1,744	5,812,814
その他		10,727,444	29,665	219,159	-	10,976,267
合計		**17,434,060**	**150,875**	**1,267,565**	**1,749**	**18,854,249**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

(貸方)

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2021. 12	8,954,537	56,146,414	65,100,951	-	386,421
2022. 1	8,406,993	55,962,850	64,369,843	-	376,853
2	8,090,249	55,734,023	63,824,272	-	366,967
3	8,036,444	55,692,985	63,729,429	-	363,780
4	8,763,029	55,367,483	64,130,512	-	360,247
5	8,092,998	55,335,353	63,428,351	-	349,564
2021. 5	8,098,349	56,825,950	64,924,299	22,980	341,457

(借方)

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2021. 12	34,574	19,724,818	42,899,136	8,213,069	-	-	89,926
2022. 1	47,268	18,388,711	42,749,267	7,912,507	993	-	94,604
2	80,384	17,056,411	43,394,328	8,135,221	1,994	-	94,450
3	64,994	17,106,421	46,963,039	7,992,279	4	-	129,501
4	38,972	18,820,201	45,190,360	7,986,663	-	-	130,373
5	38,001	17,821,822	43,927,917	8,269,888	-	-	150,875
2021. 5	53,371	16,554,884	44,490,977	9,798,322	1,504	-	72,678

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2021. 12	69,284,209	67,573,499	769,999	1,754,695	2,435,964
2022. 1	68,709,142	67,243,911	779,834	1,754,994	2,435,964
2	68,827,727	67,075,696	794,246	1,754,294	2,435,964
3	68,158,788	66,690,761	860,595	1,644,193	2,549,663
4	68,574,835	67,041,788	859,747	1,641,793	2,549,618
5	68,264,670	67,026,611	864,209	1,642,193	2,549,618
2021. 5	68,618,923	67,281,305	780,707	2,047,885	2,411,412

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2021. 11	45,145,730	63,449,644	108,595,374	711,352	627,420
12	45,947,203	63,271,590	109,218,793	696,356	618,560
2022. 1	45,542,747	63,052,130	108,594,877	709,292	633,128
2	46,233,550	62,604,708	108,838,258	700,899	626,927
3	46,421,550	61,920,505	108,342,055	689,211	613,653
4	46,961,713	61,958,471	108,920,184	697,575	622,640
2021. 4	43,935,682	63,554,109	107,489,791	719,201	638,937

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

(単位 百万円)

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
-	1,744,145	4,040,198	28,316,394	99,588,109
-	1,283,501	4,040,198	29,153,112	99,223,507
-	1,104,502	4,040,198	29,102,697	98,438,636
-	684,692	4,040,198	31,410,060	100,228,159
1,680,000	1,029,230	4,040,198	33,344,250	104,584,437
1,420,000	879,536	4,040,198	31,038,867	101,156,516
-	1,434,974	4,040,198	26,996,459	97,760,367

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
19,735,628	1,216,904	1,681	21,044,141	1,626,004	14,259,436	99,588,109
19,724,634	1,220,175	1,677	21,041,092	1,970,000	15,026,176	99,223,507
19,836,308	1,231,532	1,958	21,164,249	1,680,000	15,061,270	98,438,636
19,774,156	1,336,469	1,803	21,241,931	-	14,851,770	100,228,159
18,775,935	1,147,439	2,003	20,055,752	-	20,479,152	104,584,437
17,434,059	1,267,565	1,749	18,854,249	-	20,514,527	101,156,516
18,633,864	1,856,936	1,243	20,564,723	1,870,000	14,224,908	97,760,367

合　連　合　会　主　要　勘　定

(単位 百万円)

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
88,668	42,905,502	42,849,394	75,000	1,499,353	20,673,843	8,617,526	2,146,747
81,906	42,067,861	41,994,688	70,000	1,546,621	21,058,597	8,625,548	2,157,955
83,306	41,922,977	41,848,466	70,000	1,561,024	21,200,399	8,654,845	2,181,046
99,668	41,272,853	41,196,794	70,000	1,594,596	22,163,947	8,647,462	2,206,338
87,915	41,915,738	41,856,654	30,000	1,593,377	21,004,605	8,569,573	2,207,823
82,107	41,532,222	41,463,331	45,000	1,606,879	21,125,000	8,582,332	2,218,385
83,165	43,433,938	43,359,991	30,000	1,385,386	19,886,091	8,542,353	2,065,285

合　主　要　勘　定

(単位 百万円)

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
441,500	81,291,761	81,032,561	5,129,229	1,973,811	23,010,772	125,064	563
494,361	81,747,997	81,491,616	5,137,962	1,968,153	22,985,422	123,960	563
449,923	80,902,959	80,637,541	5,373,765	2,172,974	22,999,689	123,571	563
415,014	81,139,908	80,855,169	5,501,416	2,286,268	23,053,134	123,118	563
436,869	80,456,885	80,142,637	5,552,764	2,330,038	23,156,045	124,156	563
456,028	80,936,385	80,620,327	5,631,558	2,371,237	23,215,428	125,267	552
475,290	81,126,311	80,876,341	4,763,466	1,877,531	22,438,868	132,647	563

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位　百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2022．2	2,509,397	1,688,716	78,354	58,285	18,547	2,044,328	2,024,395	79,149	468,008
3	2,463,092	1,624,114	74,694	58,371	19,222	1,988,820	1,969,148	84,138	464,352
4	2,457,013	1,626,869	76,874	58,372	18,423	1,978,305	1,956,877	84,687	468,836
5	2,459,726	1,627,376	76,874	58,372	19,095	1,976,376	1,952,679	85,990	477,976
2021．5	2,479,732	1,684,868	66,755	58,280	18,684	2,005,935	1,982,704	77,104	464,964

（注）　貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位　百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2021．12	793,706	416,618	73,719	47,518	98,524	5,646	813,569	805,611	-	116,660	3,057	75
2022．1	794,976	413,715	72,020	46,737	98,523	6,016	817,892	809,603	-	115,140	3,044	75
2	803,417	421,158	71,353	45,826	98,475	5,614	824,996	817,265	-	114,406	3,005	75
3	805,977	421,793	67,265	46,555	97,891	6,156	826,137	818,308	-	112,857	2,944	75
2021．3	758,530	405,564	71,295	50,445	98,194	6,069	768,054	760,101	-	123,227	3,821	75

（注）　1　貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2　借入金計は信用借入金・経済借入金。
3　貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円、%）

		農　協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2019. 3**	**1,032,245**	**664,436**	**3,755,950**	**2,681,866**	**655,093**	**1,434,772**	**207,220**
	2020. 3	**1,041,148**	**667,436**	**3,929,329**	**2,777,707**	**624,155**	**1,452,678**	**211,724**
	2021. 3	**1,068,700**	**681,807**	**4,332,234**	**3,054,406**	**675,160**	**1,555,960**	**224,049**
	2021. 5	1,073,035	686,189	4,378,220	3,104,047	666,310	1,588,281	228,060
	6	1,087,511	695,951	4,303,082	3,116,520	669,691	1,597,593	230,440
	7	1,085,712	693,623	4,283,921	3,107,988	668,146	1,594,303	230,443
	8	1,088,294	696,642	4,302,659	3,107,340	667,044	1,601,468	230,914
	9	1,084,363	690,794	4,313,300	3,089,859	664,540	1,597,903	231,356
	10	1,089,695	693,007	4,321,683	3,103,499	668,029	1,604,483	231,778
	11	1,085,954	690,598	4,351,444	3,115,247	667,207	1,602,516	231,434
	12	1,092,188	692,842	4,300,795	3,145,404	672,799	1,610,111	232,675
	2022. 1	1,085,949	687,091	4,359,858	3,123,134	665,962	1,603,150	231,880
	2	1,088,383	688,277	4,367,547	3,134,851	667,506	1,608,712	232,415
	3	1,083,421	681,588	4,474,944	3,181,644	670,555	1,588,700	229,806
	4	1,089,202	685,748	4,475,186	3,201,936	679,689	1,618,560	234,145
	5	P 1,086,450	682,647	4,510,431	3,198,039	675,665	1,613,925	…
前年同月比増減率	**2019. 3**	**1.9**	**2.5**	**4.5**	**2.4**	**△2.0**	**1.8**	**1.9**
	2020. 3	**0.9**	**0.5**	**4.6**	**3.6**	**△4.7**	**1.2**	**2.2**
	2021. 3	**2.6**	**2.2**	**10.3**	**10.0**	**8.2**	**7.1**	**5.8**
	2021. 5	2.3	2.2	4.6	7.2	3.3	6.9	6.6
	6	2.2	1.9	3.6	6.3	2.2	4.9	5.2
	7	2.1	1.6	3.6	6.5	1.4	3.8	4.5
	8	1.8	1.3	3.7	5.8	0.4	3.2	3.9
	9	1.8	1.0	3.5	5.3	△0.2	2.7	3.6
	10	1.6	0.9	4.3	5.1	△0.4	2.7	3.4
	11	1.5	0.6	3.2	5.1	△0.2	2.4	2.9
	12	1.3	0.2	3.5	4.8	△0.7	1.9	2.6
	2022. 1	1.2	0.2	4.1	4.2	△1.3	1.9	2.4
	2	1.1	0.2	4.1	3.7	△1.5	1.8	2.1
	3	1.4	△0.0	3.3	4.2	△0.7	2.1	2.6
	4	1.3	△0.2	2.7	4.3	△1.0	1.7	2.6
	5	P 1.3	△0.5	3.0	3.0	1.4	1.6	…

（注）1　農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2　都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。
3　農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4　ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5　合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2019. 3**	**207,386**	**59,768**	**1,934,688**	**2,082,899**	**517,558**	**719,838**	**114,920**
	2020. 3	**211,038**	**63,300**	**1,966,560**	**2,192,275**	**489,890**	**726,752**	**118,549**
	2021. 3	**215,956**	**65,451**	**2,072,988**	**2,294,424**	**523,448**	**784,374**	**126,299**
	2021. 5	218,405	64,771	2,050,720	2,310,066	510,677	784,537	126,436
	6	219,143	64,476	2,043,438	2,311,217	511,288	784,507	126,588
	7	220,116	64,812	2,033,100	2,320,563	513,378	785,340	126,982
	8	220,707	65,134	2,028,398	2,317,070	512,273	783,020	126,878
	9	220,882	64,168	2,031,036	2,325,910	513,498	786,443	127,646
	10	221,607	64,860	2,020,997	2,330,993	513,709	785,144	127,832
	11	222,048	64,849	2,028,986	2,334,660	513,571	783,304	127,724
	12	221,774	64,708	2,034,068	2,349,043	518,097	788,778	128,650
	2022. 1	221,876	64,676	2,025,427	2,347,127	515,334	784,333	128,403
	2	222,368	64,738	2,035,514	2,352,591	516,372	783,788	128,611
	3	223,370	64,411	2,068,312	2,365,386	519,480	788,013	129,855
	4	223,852	63,618	2,046,060	2,368,641	520,597	786,115	129,448
	5 P	225,897	63,639	2,046,889	2,373,512	521,314	784,492	…
前年同月比増減率	**2019. 3**	**1.4**	**7.0**	**6.5**	**4.3**	**△0.3**	**1.4**	**3.8**
	2020. 3	**1.8**	**5.9**	**1.6**	**5.3**	**△5.3**	**1.0**	**3.2**
	2021. 3	**2.3**	**3.4**	**5.4**	**4.7**	**6.9**	**7.9**	**6.5**
	2021. 5	2.8	1.3	△2.1	3.4	2.5	6.1	5.5
	6	3.1	0.0	△3.4	2.8	1.2	4.4	4.5
	7	3.3	△0.4	△3.1	2.6	0.6	3.1	3.9
	8	3.4	△0.7	△2.9	2.2	0.2	2.1	3.2
	9	3.5	△1.1	△2.5	2.5	0.3	1.7	3.2
	10	3.5	△1.9	△2.4	2.5	0.0	1.2	3.1
	11	3.6	△1.7	△2.8	2.8	△0.3	1.1	2.9
	12	3.5	△2.2	△1.6	2.9	△0.2	0.9	3.0
	2022. 1	3.5	△2.2	△1.7	2.6	△0.7	0.6	2.8
	2	3.3	△2.1	△1.6	2.6	△0.8	0.4	2.5
	3	3.4	△1.6	△0.2	3.1	△0.8	0.5	2.8
	4	3.4	△1.5	△0.6	3.2	△0.7	0.2	2.6
	5 P	3.4	△1.7	△0.2	2.7	2.1	△0.0	…

（注） 1 表9 注1、注2に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2022年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	3,191,415	96,331	1,945,361	1,937,453	862,812	785,300
岩手	811,179	23,464	514,550	514,288	184,958	156,319
茨城	1,467,791	34,019	800,002	798,723	508,081	238,467
埼玉	3,208,076	165,627	2,074,161	2,072,730	784,062	396,141
東京	2,828,344	132,436	1,504,674	1,504,494	1,202,933	319,808
神奈川	4,591,796	298,879	2,807,361	2,806,655	1,781,796	621,843
山梨	597,746	23,225	416,479	415,358	87,090	82,124
長野	2,870,268	103,924	1,360,418	1,359,634	1,258,912	356,594
新潟	1,838,142	74,495	1,039,674	1,039,589	548,167	265,136
石川	1,076,563	33,047	747,861	747,848	212,315	161,425
福井	826,015	23,372	557,961	557,916	240,938	87,373
岐阜	2,668,552	99,118	1,725,277	1,725,116	862,408	289,320
静岡	3,933,717	161,303	2,736,520	2,736,209	959,291	467,684
愛知	7,993,265	242,402	4,448,518	4,448,518	3,086,776	476,995
三重	1,979,446	68,752	1,092,851	1,091,248	763,291	267,376
滋賀	1,397,331	40,771	937,847	910,048	410,277	142,936
京都	1,259,112	46,997	933,139	917,917	255,093	153,547
大阪	4,340,553	140,690	2,736,071	2,736,034	1,178,252	838,490
兵庫	5,421,437	258,321	2,960,820	2,960,402	2,018,961	1,065,712
和歌山	1,521,761	57,883	1,092,740	1,092,725	262,472	155,731
鳥取	411,578	10,356	284,245	283,480	96,304	42,265
広島	2,420,396	80,200	1,717,318	1,717,093	679,052	88,679
山口	896,207	50,542	593,715	593,679	255,891	104,073
徳島	799,329	32,546	529,353	529,195	249,267	55,799
香川	1,716,722	28,418	831,104	830,901	938,150	46,755
愛媛	1,652,849	43,010	981,023	968,565	622,431	93,527
高知	871,088	24,880	493,040	493,037	260,219	105,341
福岡	2,349,603	46,173	1,418,064	1,417,823	810,411	236,599
佐賀	752,766	28,129	442,492	442,346	203,867	143,919
大分	507,929	15,510	314,002	313,869	147,448	66,085
宮崎	684,102	25,181	421,439	421,395	164,578	134,188
鹿児島	1,273,710	39,662	814,773	812,506	267,444	201,911
合計	**68,158,788**	**2,549,663**	**41,272,853**	**41,196,794**	**22,163,947**	**8,647,462**
一連合会当たり平均	2,129,962	79,677	1,289,777	1,287,400	692,623	270,233

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
（奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合）。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2022年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち系統預け金	有価証券金銭の信託	貸出金	報告組合数
（北海道）	(3,701,261)	(129,188)	(3,024,715)	(3,009,468)	(12,861)	(796,102)	(101)
青森	597,209	4,350	424,126	423,278	18,464	123,620	10
岩手	1,110,826	13,497	786,481	781,285	85,345	229,346	7
宮城	1,338,343	16,229	881,744	878,125	70,437	368,310	10
秋田	893,111	2,718	577,854	575,136	53,561	198,233	13
山形	1,103,774	896	689,891	687,972	54,243	306,336	15
福島	1,991,242	16,538	1,397,705	1,395,253	64,994	506,139	5
（東北計）	(7,034,505)	(54,228)	(4,757,801)	(4,741,049)	(347,044)	(1,731,984)	(60)
茨城	1,904,814	12,904	1,410,204	1,400,860	135,888	372,916	17
栃木	1,799,893	8,332	1,303,398	1,300,537	158,597	331,320	10
群馬	1,669,973	2,780	1,317,622	1,312,911	39,990	304,669	15
（北関東計）	(5,374,680)	(24,016)	(4,031,224)	(4,014,308)	(334,475)	(1,008,905)	(42)
埼玉	4,564,080	221	3,141,299	3,114,226	278,666	1,186,819	15
千葉	2,842,598	10,522	1,948,692	1,945,772	116,094	811,865	17
東京	4,009,363	53,500	2,762,203	2,752,402	286,269	1,144,924	14
神奈川	6,971,807	172,796	4,549,012	4,527,825	571,467	2,116,330	12
（南関東計）	(18,387,848)	(237,039)	(12,401,206)	(12,340,225)	(1,252,496)	(5,259,938)	(58)
山梨	779,365	85	568,256	565,413	41,079	153,401	8
長野	3,371,917	5,430	2,623,653	2,621,486	83,796	675,100	14
（東山計）	(4,151,282)	(5,515)	(3,191,909)	(3,186,899)	(124,875)	(828,501)	(22)
新潟	2,357,367	6,831	1,775,246	1,773,930	90,235	473,137	23
富山	1,471,475	384	1,203,715	1,202,824	46,014	196,007	15
石川	1,399,733	967	1,055,604	1,049,475	72,298	319,203	16
福井	1,004,224	1,553	812,154	808,529	12,972	166,714	2
（北陸計）	(6,232,799)	(9,735)	(4,846,719)	(4,834,758)	(221,519)	(1,155,061)	(56)
岐阜	3,470,309	1,648	2,611,736	2,602,473	263,505	640,431	7
静岡	5,604,616	6,850	3,909,279	3,885,063	504,952	1,274,181	17
愛知	9,698,502	58,239	7,837,347	7,836,660	543,327	1,712,148	20
三重	2,721,543	294	1,970,447	1,936,043	289,172	475,532	7
（東海計）	(21,494,970)	(67,031)	(16,328,809)	(16,260,239)	(1,600,956)	(4,102,292)	(51)
滋賀	1,766,485	73	1,379,563	1,378,477	145,252	256,780	9
京都	1,477,367	26,473	1,240,087	1,238,555	37,232	245,689	5
大阪	5,076,442	42,414	4,287,938	4,270,917	205,112	636,748	14
兵庫	6,388,094	403	5,010,072	5,009,679	101,338	1,246,038	14
奈良	1,433,252	136	897,467	884,335	172,960	360,360	1
和歌山	1,807,222	624	1,480,424	1,475,864	58,954	230,970	8
（近畿計）	(17,948,862)	(70,123)	(14,295,551)	(14,257,827)	(720,848)	(2,976,585)	(51)
鳥取	538,844	6,272	405,599	405,414	12,015	98,925	3
島根	1,011,170	1,186	576,347	575,283	143,077	279,399	1
（山陰計）	(1,550,014)	(7,458)	(981,946)	(980,697)	(155,092)	(378,324)	(4)
岡山	1,916,136	3,332	1,325,568	1,305,125	97,934	479,568	2
広島	3,053,092	290	2,387,715	2,387,443	61,773	607,436	13
山口	1,236,953	328	862,940	860,911	51,656	307,787	1
（山陽計）	(6,206,181)	(3,950)	(4,576,223)	(4,553,479)	(211,363)	(1,394,791)	(16)
徳島	942,756	3,797	786,260	781,618	34,877	110,787	13
香川	1,910,480	3,788	1,701,658	1,700,453	-	224,389	1
愛媛	2,063,385	3,017	1,621,033	1,620,916	74,858	358,136	11
高知	1,002,285	211	810,993	809,133	51,741	132,616	3
（四国計）	(5,918,906)	(10,813)	(4,919,944)	(4,912,120)	(161,476)	(825,928)	(28)
福岡	3,228,753	3,233	2,337,624	2,322,462	88,440	862,107	20
佐賀	1,067,558	22,066	701,374	701,038	87,068	263,579	4
長崎	746,773	972	505,377	503,781	15,314	194,342	7
熊本	1,228,700	26,251	816,066	809,600	53,499	333,190	13
大分	692,295	1,434	472,240	472,066	16,900	186,068	3
（北九州計）	(6,964,079)	(53,956)	(4,832,681)	(4,808,947)	(261,221)	(1,839,286)	(47)
宮崎	903,728	15,039	605,405	596,422	54,031	228,535	13
鹿児島	1,511,913	199	1,143,839	1,135,723	5,664	307,091	13
（南九州計）	(2,415,641)	(15,238)	(1,749,244)	(1,732,145)	(59,695)	(535,626)	(26)
（沖縄）	(961,027)	(921)	(518,913)	(510,476)	(88,843)	(322,722)	(1)
合計	**108,342,055**	**689,211**	**80,456,885**	**80,142,637**	**5,552,764**	**23,156,045**	**563**
一組合当たり平均（単位千円）	192,437,043	1,224,176	142,907,433	142,349,266	9,862,813	41,129,742	-

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2022年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金
北海道	683,560	13,291	547,320	546,825	104,324
福島	28,729	861	26,894	26,754	2,008
東日本	618,847	19,324	507,129	500,857	111,461
愛知	88,529	2,134	75,943	74,569	11,504
京都	45,981	666	39,091	38,608	6,798
なぎさ	148,534	2,772	124,392	120,811	29,401
鳥取	27,087	806	23,042	22,753	4,087
広島	110,900	1,255	76,801	74,907	24,605
徳島	32,084	506	29,994	29,730	2,082
香川	52,582	3,104	47,778	47,769	8,503
愛媛	96,104	1,550	71,828	69,992	28,347
高知	44,331	1,905	33,008	32,875	13,828
九州	485,824	10,197	385,600	382,698	117,404
合計	**2,463,092**	**58,371**	**1,988,820**	**1,969,148**	**464,352**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2022年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	払込済出資金	預け金	うち系統預け金	信用貸出金	報告組合数
北海道	583,142	66,237	84,719	643,473	639,873	80,103	68
宮城	75,388	490	3,747	62,150	61,476	12,098	1
山形	5,165	-	543	3,907	3,751	544	1
福島	9,270	10	577	11,041	10,024	-	1
島根	38,823	364	2,768	34,115	33,630	3,888	1
山口	63,789	-	3,501	48,971	48,216	10,266	1
熊本	5,819	164	608	4,695	4,005	952	1
大分	24,581	-	1,428	17,785	17,333	5,006	1
合計	**805,977**	**67,265**	**97,891**	**826,137**	**818,308**	**112,857**	**75**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

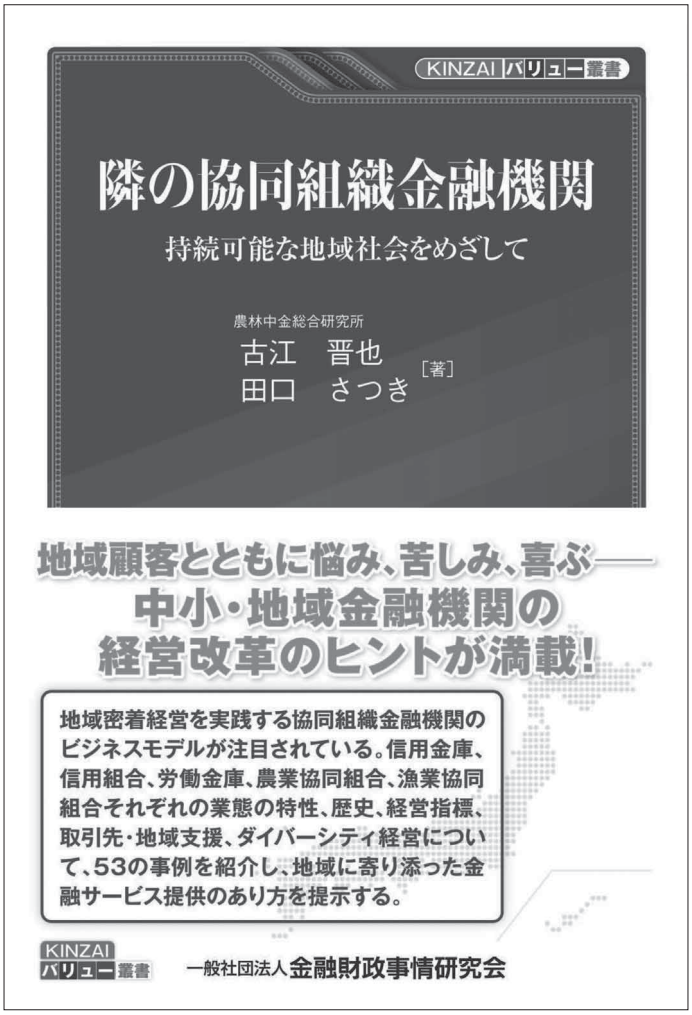

2022年４月27日発行　四六判244頁　定価1,980円（税込）

事例紹介の金融機関

新発田信金／観音寺信金／津山信金／東京消防信組／東浴信組／広島市信組／共立信組／新潟労金／松任市農協／鳥取中央農協／東日本信漁連静岡支店（旧静岡信漁連）／全信組連／農林中金／労金連合会／秦野市農協／大阪商工信金／奈良中央信金／水戸農協／奄美信組／信組横浜華銀／古川信組／あいち知多農協／佐波伊勢崎農協／えちご上越農協／なぎさ信漁連和歌山支店（旧和歌山信漁連）／富山信金／広島県信組／川崎信金／巣鴨信金／のと共栄信金／横浜信金／東京むさし農協／市川市農協／大東京信組／東京証券信組／但陽信金／八幡信金／静岡労金／北郡信組／三條信組／東京都職員信組／福島信金／石巻商工信組／東日本信漁連岩手支店（旧岩手信漁連）／相双五城信組／糸魚川信組／青い森信金／小浜信金／京都中央信金／三島信金／長崎県央農協／銚子信金

購入申込先……（株）きんざい　　TEL 03-3358-2891

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年３月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

＜寄贈先：国立国会図書館ホームページ＞

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: https://kn.ndl.go.jp/]

※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
（WARP）
[URL: https://warp.da.ndl.go.jp/]

「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデーター覧
(https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)
閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものとなります。

※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「(詳細情報を見る)」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022年８月号第75巻第８号〈通巻918号〉８月１日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159
URL : https://www.nochuri.co.jp/
発　行
農林中央金庫／〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1
印刷所
永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/